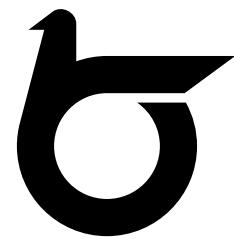


平成
十九年版

平成19年版

鳥取県労働委員会年報

鳥取県労働委員会年報



鳥
取
県
労
働
委
員
会

鳥取県労働委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271)

審査調整課 審査担当 TEL (0857)26-7559

相談・調整担当 TEL (0857)26-7560

ホームページアドレス: <http://www.pref.tottori.lg.jp/roui>

鳥取県労働委員会

第41期

(平成19年5月10日～平成21年5月9日)

鳥取県労働委員会委員

(公益委員)



会長 太田 正志



会長代理 河本 充弘



松田 道昭



安酸 早苗

(労働者委員)



竹内 篤子



仁宮 敬富



磯江 智昭



竹内 克徳



手嶋ひとみ

(使用者委員)



杵村 善久



上原 信一



山本 智通



川口真佐子



稻井 幾子

(退任委員)

(公益委員)



安本 仁子



三橋 明

(使用者委員)

は　し　が　き

この年報は、平成19年1月から12月までの1年間、県下の労使関係の安定と正常化を図るために努力してまいりました、当委員会の活動状況を収録したものであります。

この年報が、日頃、労使問題に关心を寄せておられる各位の参考に資することとなれば、幸甚に存じます。

平成20年3月

鳥取県労働委員会

会長 太田正志

目 次

第1章 組織・運営	-----	1
1 組織と予算	-----	1
2 運営の概要	-----	3
3 労働委員会業務記録	-----	5
4 総会・会議	-----	7
第2章 不当労働行為の審査	-----	22
1 概況	-----	22
2 その他	-----	22
第3章 労働組合の資格審査	-----	23
1 概況	-----	23
2 労働組合資格審査一覧	-----	23
第4章 労働争議の調整	-----	25
1 概況	-----	25
2 事件一覧	-----	25
3 取扱事件概要	-----	25
第5章 労働争議の実情調査と争議行為予告通知	-----	28
1 概況	-----	28
2 労働争議実情調査一覧	-----	28
3 争議行為予告通知一覧	-----	29
第6章 個別労働関係紛争への対応	-----	33
1 労働相談対応状況	-----	33
2 労働相談会の実施状況	-----	33
3 個別労働関係紛争あっせん事件	-----	35
 資料		
1 第41期鳥取県労働委員会委員名簿	-----	41
2 鳥取県労働委員会あっせん員候補者名簿	-----	42
3 事務局職員名簿	-----	44
4 年別事件件数調	-----	45
5 年別事件処理件数調	-----	46
6 年別地区別事件件数調	-----	49
7 条例、要綱、申合せ事項等	-----	50
8 審査業務改善委員会報告書	-----	72
9 中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧	-----	86

第1章 組織・運営

1 組織と予算

鳥取県労働委員会は、労働組合法第19条の12及び地方自治法第180条の5第2項の規定に基づいて設置されている行政委員会であり、県下における不当労働行為の判定、労働争議の調整等を行っている。

判定業務は労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続きが開始されることとなるが、この判定業務は公益委員のみの権限とされている。

労働争議の調整は、あっせん、調停及び仲裁の区分があり、使用者及び労働組合等の双方若しくは一方からの申請又は委員会の職権により、調整を開始することとされている。

また、平成14年4月から、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に規定するあっせんについて、知事の委任を受けてその事務を行っており、平成17年4月1日からは、同条例に定める知事の労働相談等に関する事務を労働委員会事務局職員が補助執行している。

さらに、公益事業における争議行為の予告通知の受理、労働協約の拡張適用の決議等も行っている。

(1) 委員会

労働組合法上の労働委員会は、公益、労働者及び使用者の各側を代表する委員それぞれ各同数をもって組織する、いわゆる三者構成とされており、当労働委員会の場合、各側5名、計15名で構成されている。

労働者委員は労働組合の推薦、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、又、公益委員は労使委員の同意を得て知事が任命し、その任期は2年である。

当委員会の現任の委員は、平成19年5月10日に任命された第41期の委員であり、名簿は資料1のとおりである。

(2) あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、労働委員会が労働争議のあっせんに当たらせるために、学識経験を有する者を委嘱することとされている。

当委員会におけるあっせん員候補者は、内規により委員の任期と同じ任期と定め、その構成は資料2に掲げるとおりであり、労働委員会規則第68条第1項の規定に基づき平成19年5月25日付けで鳥取県公報に公示している。

労働関係調整法の規定に基づくあっせんは、原則として、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(3) 個別労働関係紛争あっせん員候補者

個別労働関係紛争あっせん員候補者は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を委嘱することとされている。したがって、個別労働関係紛争あっせん員候補者は、(2)で示したあっせん員候補者名簿のとおりである。

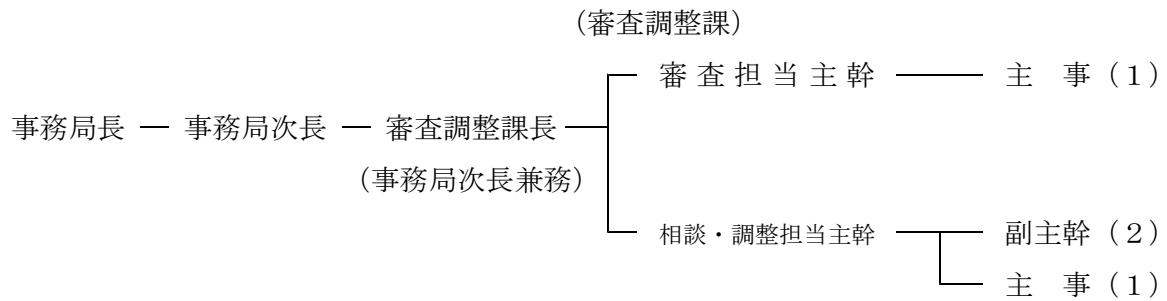
鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の規定に基づくあっせんは、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(4) 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項の規定により準用される同法第19条の11第1項の規定に基づき、その事務を整理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て、知事が任命する事務局長その他必要な職員を置くこととされている。

事務局の組織については、労働組合法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、知事が鳥取県労働委員会事務局組織規則を定めている。

職員数は、鳥取県職員定数条例により9名と定められているが、現行の組織は次のとおりである。



(5) 委員会の予算

平成19年度の当初予算は次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	委員会費	事務局費	合 計
予 算 額	3 4, 7 2 8	6 8, 7 4 9	1 0 3, 4 7 7

2 運営の概要

労働委員会の職務は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等労働関係法に定められるものの外、労働委員会規則の定めにより執行されるが、その概要は次のとおりである。

なお、当労働委員会においては、平成14年度から鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事務を処理しており、平成17年度からは事務局職員による個別労働関係に関する労働相談も実施している。

(1) 労働委員会の会務は、会長が総理する。会長が職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する。

(2) 労働委員会の会議は、労働組合法第21条及び労働委員会規則第2章の規定により、総会、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会が予定されている。

当労働委員会においては、委員の全員で行う総会は原則として月2回、第2・第4の木曜日に開催し、労働委員会規則第5条に規定する事項を付議しており、公益委員のみによる公益委員会議は、不当労働行為、労働組合の資格審査等の労働委員会規則第9条に規定する付議事項を審議している。

(3) 労働組合の資格審査は、労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかについて、労働委員会規則第4章の規定により会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員全員による審査にかえて公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が指揮して行う。

(4) 労働委員会は、使用者が労働組合法第7条の規定に違反して、不当労働行為を行った旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは、その申立てが理由があるかどうかについて審問を行う。

不当労働行為の審査（調査及び審問のすべての手続をいう。）は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第5章の規定により、会長が指揮して行い、又、会長は、公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が、指揮して行う。

(5) 労働委員会は、審問の手続を終わったときは事実認定を行い、この認定に基づいて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部の認容又は申立ての棄却の命令を発する。

- (6) 労働委員会の命令の交付を受けた労働組合若しくは労働者又は使用者は、命令の交付の日から15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てができる。使用者については、中央労働委員会に再審査の申立てをしないときは、当該命令の交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者については、労働委員会の処分のあったことを知った日から6か月以内に、取消しの訴えを裁判所に提起することができることとされている。
- (7) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁は、労働組合法第20条及び労働関係調整法第2章から第4章並びに労働委員会規則第7章の規定により、あっせんにあっては、あっせん員候補者の中から会長が指名したあっせん員により、調停にあっては、公、労、使各側を代表する調停委員により構成される調停委員会により、仲裁にあっては、公益委員のうちから関係当事者が合意により選定した者につき会長が指名した仲裁委員3人からなる仲裁委員会によって、それぞれ行われる。
- (8) 労働争議の実情調査は、労働争議が発生したとき、会長が必要に応じ、委員、事務局長又は事務局職員に行わせ、又はあっせん員候補者に調査を依頼することができる。公益事業に係る労働争議の場合は、会長は速やかにこの調査をさせ又は依頼しなければならない。
- (9) 地方公営企業等労働関係法第5条第2項の規定による地方公営企業等従事職員のうち、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲は、労働委員会がその認定及び告示を行うこととされているが、平成19年に取扱ったものはなかった。
- (10) 個別労働関係紛争のあっせんは、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条から第10条の規定により、個別労働関係紛争あっせん員候補者の中から会長が指名した個別労働関係紛争あっせん員により行われる。

3 労働委員会業務記録

月	日	曜	諸会議等	日	曜	事件関係
1	4 11 25	木 木 木	仕事始め 第975回定例総会 第976回定例総会	17 26	水 金	19年(個)第1号事件受付 19年(個)第1号事件終結(関与解決)
2	1 8 22	木 木 木	中国地区労働委員会会長連絡会議 (山口) 中国地区労働委員会事務局長連絡会議 (山口) 第977回定例総会 第616回公益委員会議 第978回定例総会	21	水	19年(個)第2号事件受付
3	8 22	木 木	第979回定例総会 第980回定例総会	1 8 14 27 29	木 木 水 火 木	19年(個)第2号事件第1回あっせん 19年(個)第2号事件終結(解決) 19年(個)第3号事件受付 19年(個)第3号事件第1回あっせん (解決) 19年(個)第4号事件受付 19年(個)第5号事件受付
4	12 26	木 木	第981回定例総会 第982回定例総会	9 13 16	月 金 月	19年(個)第4号事件終結(関与解決) 19年(個)第6号事件受付 19年(個)第5号事件第1回あっせん (解決) 19年(個)第6号事件終結(取下げ)
5	10 24 30	木 木 水	第983回臨時総会 第984回臨時総会 第985回定例総会 中国地区労働委員会連絡協議会定例総会 (山口) 中国地区労働委員会事務局長連絡会議 (山口)	16	水	19年(個)第7号事件受付
6	7 8 10 17 24 28	木 金 日 日 日 木	全国労働委員会事務局長連絡会議 (愛知) 都道府県労働委員会事務局長会議 (愛知) 全国労働委員会会長連絡会議(愛知) 職場の労働関係相談会(鳥取市) 職場の労働関係相談会(倉吉市) 職場の労働関係相談会(日吉津村) 第986回定例総会	1 4 6 11 12 14 19 29	金 月 水 月 火 木 火 金	19年(個)第7号事件第1回あっせん 19年(個)第8号事件受付 19年(個)第7号事件終結(取下げ) 19年(個)第8号事件第1回あっせん 19年(個)第9号事件受付 19年(個)第8号事件終結(打切り) 19年(個)第10号事件受付 19年(個)第9号事件終結(不開始)
7	5 12 17 26	木 木 火 木	中国・四国地区労働委員会会長連絡会議 (愛媛) 第987回定例総会 中国地区労働委員会事務局長連絡会議 (島根) 第988回定例総会	19 23 31	木 月 火	19年(個)第11号事件受付 19年(個)第10号事件第1回あっせん 19年(個)第10号事件第2回あっせん (解決)

月	日	曜	諸会議等	日	曜	事件関係
8	2 9 23 29	木 木 木 水	中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議（鳥取市：～3日） 第989回定例総会 あっせん員候補者特別研修会（鳥取市） 第990回定例総会 中国地区労働委員会事務局調整主管課長会議（山口：～30日）	3 9 16 27	金 木 木 月	19年(個)第11号事件終結（不開始） 19年(調)第1号事件受付 19年(個)第12号事件受付 19年(個)第13号事件受付 19年(個)第13号事件終結（不開始）
9	6 12 20 27	木 水 木 木	業務運営状況調査（東京：～7日） 第991回定例総会 職場の労働関係相談会（倉吉市） 業務運営状況調査（東京：～21日） 第992回定例総会 職場の労働関係相談会（鳥取市）	1 4 10 13 18 27	土 火 月 木 火 木	19年(調)第1号事件第1回あっせん（解決） 19年(個)第14号事件受付 19年(個)第12号事件第1回あっせん 19年(個)第12号事件第2回あっせん 19年(個)第14号事件第1回あっせん（解決） 19年(個)第12号事件終結（打切り）
10	4 10 17 25	木 水 水 木	全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京） 第993回定例総会 職場の労働関係相談会（米子市） 中国地区労働委員会連絡協議会定例総会（広島） 中国地区労働委員会事務局長連絡会議（広島） 第994回定例総会	17 22 26	水 月 金	19年(個)第15号事件受付 19年(個)第16号事件受付 19年(個)第15号事件第1回あっせん（解決）
11	8 12 14 22	木 月 水 木	第995回定例総会 労働相談強化週間（～16日） 全国労働委員会連絡協議会総会（東京：～16日） 第996回定例総会 企業視察（鳥取市） 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（東京）	2 8 20	金 木 火	19年(個)第17号事件受付 19年(個)第16号事件終結（取下げ） 19年(個)第17号事件終結（打切り）
12	13 27 28	木 木 金	第997回定例総会 第998回定例総会 仕事納め	13 14 20 28	木 金 木 金	19年(個)第18号事件受付 19年(個)第19号事件受付 19年(調)第2号事件受付 19年(個)第19号事件第1回あっせん

4 総会・会議

労働委員会が開催する会議は、定例総会、公益委員会議等がある。

なお、このほかに労働委員会相互の間を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るための全国的、地域的な連絡協議会等がある。

(1) 定例総会

労働委員会委員全員で行う会議で、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、不当労働行為救済申立事件審理の報告、あっせん、調停、仲裁等に関する報告等委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

総会は原則として毎月第2・第4木曜を定例日として開催している。

平成19年には定例総会は22回開催された。

なお、平成19年には臨時総会が2回開催されている。

回数	月日	場所	付議事項等
975回	1.11	委員室	1 第974回定例総会（12月26日）議事録の承認について 2 平成18年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 3 最近の労働政策審議会の動向について 4 その他
976回	1.25	委員室	1 第975回定例総会（1月11日）議事録の承認について 2 平成18年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 3 平成18年版年報の調整事件に係る記述について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 労働法制関連法の改正案について 6 その他
977回	2.8	委員室	1 第975回定例総会（1月11日）及び第976回定例総会（1月25日）の議事録の承認について 2 平成18年度中国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 3 第616回公益委員会議（2月8日）の概要について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 労働法制関連法の改正案について 6 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
978回	2. 22	委員室	1 第977回定例総会（2月8日）議事録の承認について 2 個別労働関係紛争あっせん事件について 3 争議行為予告通知及び実情調査について 4 第4回及び第5回審査業務改善委員会について 5 その他
979回	3. 8	委員室	1 第978回定例総会（2月22日）議事録の承認について 2 第131回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会に提出する議題について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 第6回審査業務改善委員会の概要について 6 その他
980回	3. 22	委員室	1 第979回定例総会（3月8日）議事録の承認について 2 平成19年度諸会議等開催計画及び委員研修計画について 3 第131回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の出席者について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
981回	4. 12	委員室	1 第980回定例総会（3月22日）議事録の承認について 2 第62回全国労働委員会連絡協議会総会における議題の提出について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 中央労働委員会の審査の目標期間の達成状況（平成18年）について 6 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
982回	4. 26	委員室	1 第981回定例総会（4月12日）議事録の承認について 2 第131回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 第7回審査業務改善委員会の概要について 6 その他
983回 (臨時)	5. 10	委員室	「鳥取県労働委員会会長及び会長代理を選挙するための総会」 1 会長の選任 2 会長代理の選任
984回 (臨時)	5. 10	委員室	1 第982回定例総会（4月26日）議事録の承認について 2 鳥取県労働委員会幹事会幹事委員の選任について 3 鳥取県労働委員会情報公開調整委員会委員の選任について 4 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任及び委嘱について 5 第131回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の出席者について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
985回	5. 24	委員室	1 第983回臨時総会（5月10日）議事録の承認について 2 第984回臨時総会（5月10日）議事録の承認について 3 平成19年度労働委員会委員研修等計画（案）について 4 全国労働委員会会長連絡会議について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 第8回審査業務改善委員会の概要について 8 日本交通不当労働行為救済命令取消請求事件について 9 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
986回	6. 28	委員室	1 第983回臨時総会（5月10日）議事録の承認について 2 第984回臨時総会（5月10日）議事録の承認について 3 第985回定例総会（5月24日）議事録の承認について 4 第62回全国労働委員会連絡協議会定例総会の議題について 5 平成19年度他県業務運営状況調査の日程及び調査委員について 6 第131回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の概要について 7 全国労働委員会会長連絡会議の概要について 8 第49回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 9 個別労働関係紛争あっせん事件について 10 争議行為予告通知及び実情調査について 11 職場の労働関係相談会（日曜相談会）の概要について 12 日本交通不当労働行為救済命令に対する行政訴訟について 13 その他
987回	7. 12	委員室	1 第986回定例総会（6月28日）議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任及び委嘱について 3 茨城県の業務運営状況等の調査について 4 第49回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
988回	7. 26	委員室	1 第986回定例総会（6月28日）議事録の承認について 2 第987回定例総会（7月12日）議事録の承認について 3 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任及び委嘱について

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			4 中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の今後の実施方法に関する意向調査について 5 第132回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 6 茨城県の業務運営状況等の調査について 7 鳥取県・韓国江原地方労働委員会調査・交流事業について 8 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の概要について 9 個別労働関係紛争あっせん事件について 10 争議行為予告通知及び実情調査について 11 その他
989回	8. 9	鳥取市扇町176 「ウェルシティ鳥取」	1 第988回定例総会（7月26日）議事録の承認について 2 第132回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題について 3 第62回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について 4 平成19年度他県業務運営状況調査の調査表について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 労働争議あっせん事件について (平成19年(調)第1号事件) 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他
990回	8. 23	委員室	1 第989回定例総会（8月9日）議事録の承認について 2 中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の今後の実施方法に関する意向調査について 3 労働争議あっせん事件について (平成19年(調)第1号事件) 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 平成19年度他県業務運営状況調査の調査表について 6 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
991回	9. 12	倉吉市駄 経寺町21 2-5 「倉吉未 来中心」	1 第990回定例総会（8月23日）議事録の承認について 2 第132回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会議題につい て 3 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の議事概要につい て 4 労働争議あっせん事件について （平成19年（調）第1号事件） 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 平成19年度他県業務運営状況調査（9月6日～7日）につい て 7 その他
992回	9. 27	委員室	1 第991回定例総会（9月12日）議事録の承認について 2 第132回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題につ いて 3 第62回全国労働委員会連絡協議会総会における公益側の発言 者について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 平成19年度他県業務運営状況調査（9月20日～21日）に ついて 6 茨城県労働委員会来県調査について 7 その他
993回	10. 10	米子市末 広町294 「米子コ ンベンシ ョンセン ター」	1 第992回定例総会（9月27日）議事録の承認について 2 第132回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題発言 者について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について 5 その他
994回	10. 25	委員室	1 第993回定例総会（10月10日）議事録の承認について 2 全国労働委員会連絡協議会総会について

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			3 第132回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の概要について 4 茨城県労働委員会来県調査の概要について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 職場の労働関係相談会（平日相談会）の概要について 8 その他
995回	11. 8	委員室	1 第994回定例総会（10月25日）議事録の承認について 2 平成19年度中国地区労働委員会会長連絡会議について 3 労働政策研究・研修機構来県調査（11月7日）の概要について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
996回	11. 22	委員室	1 第995回定例総会（11月8日）議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任及び委嘱について 3 平成19年度中国地区労働委員会会長連絡会議及び諸会議開催計画案について 4 第62回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
997回	12. 13	委員室	1 第996回定例総会（11月22日）議事録の承認について 2 全国労働委員会連絡協議会運営委員会（第1回）における決定事項及び第63回総会における議題（案）の提出等について 3 鳥取県・韓国江原地方労働委員会調査・交流事業について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			6 その他
998回	12. 27	委員室	<p>1 第997回定例総会（12月13日）議事録の承認について</p> <p>2 第63回全国労働委員会連絡協議会総会における議題（案）の提出について</p> <p>3 地方自治法に基づく情報提供事案（船員労働委員会の移管）について</p> <p>4 平成19年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について</p> <p>5 労働争議あっせん事件について (平成19年(調)第2号事件)</p> <p>6 個別労働関係紛争あっせん事件について</p> <p>7 争議行為予告通知及び実情調査について</p> <p>8 その他</p>

(2) 特別研修（平成19年度あっせん員候補者連絡協議会）

平成14年4月から「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」が施行されたことにともない、県内関係諸機関との連絡会議を開催している。

月日	場 所	会 議 内 容 等
8. 9	鳥取市扇町176 「ウェルシティ鳥 取」	<p>1 報告「労働審判事件の係属状況等について」 (鳥取地方裁判所)</p> <p>2 報告「個別労働関係紛争への対応状況等について」 (鳥取労働局)</p> <p>3 報告「労働相談の実施状況等について」 (鳥取県商工労働部労働雇用課・中小企業労働相談所)</p> <p>4 報告「個別労働関係紛争・集団紛争への対応状況につい て」 (鳥取県労働委員会事務局)</p> <p>5 意見交換</p> <p>6 講演「労働審判制度の概要と課題」 九州大学法科大学院院長 福岡県労働委員会会長 野田 進 氏</p>

(3) 公益委員会議

平成19年に公益委員会議は1回開催された。

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
616回	2. 8	審理監査室	<p>1 第41期鳥取県労働委員会労働者委員の推薦に伴う組合資格 審査について</p> <p>2 その他</p>

(4) 連絡会議

平成19年に開催された全国及び中国ブロック等の会議の概要は次のとおりである。

【委員連絡会議】

会議名	月日	場所	検討議題等	出席委員
中國地区労働委員会会長連絡会議	2. 1	山口市湯田温泉3-1-1 「翠山荘」	1 証人等出頭命令について (広島県労委) 2 確定命令の不履行について(事例紹介) (山口県労委)	太田会長 安酸委員
第131回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会	5. 30	山口市湯田温泉3-2-7 「セントコア山口」	1 個人情報保護法における労働委員会の労働組合に対する関与のあり方について (鳥取県労委) 2 私立学校における人件費削減をめぐるあっせんについて (広島県労委)	太田会長 安本委員 竹内(篤)委員 手嶋委員 杵村委員 上原委員
全国労働委員会会長連絡会議	6. 8	名古屋市中村区名駅1-2-4 「名鉄グランドホテル」	1 郵政民営化について (厚生労働省・中労委) 2 個別労働紛争処理制度のこれまでの取組と今後の展望について ～労働審判制度開始を踏まえて～ (中労委ほか) 3 自由懇談	太田会長
第49回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	7. 5	松山市道後姫塚118-2 「にぎたつ会館」	1 あっせんをなす場合についても担当するあっせん員は「関係当事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができます。」と規定しておくことの当否について (岡山県労委) 2 命令書に「当委員会の意見」を附すことについて (愛媛県労委)	太田会長

会議名	月日	場所	検討議題等	出席委員
第132回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会	10.17	広島市中区 上八丁堀8-28 「八丁堀シャンテ」	1 シルバー人材センターに登録の学校宿日直者のみの組合から申請のあつた団体交渉（場づくり）の応諾に係る「あっせん」について （山口県労委） 2 組合員と雇用関係のない地方公共団体の「使用者」性について （広島県労委）	太田会長 安酸委員 仁宮委員 磯江委員 山本委員 川口委員
第62回全国労働委員会連絡協議会総会	11.14～16	東京都港区 海岸1-11-1 「ニュービアホール」 東京都港区 海岸1-11-2 「アジュール竹芝」	1 改正労組法施行後3年間における審査業務の成果と課題について （中労委公労使） 2 外国人研修生・技能実習生に対する労働委員会の取扱いについて （四国ブロック労働者側） 3 労働委員会の制度の周知、広報の取組みについて ① 各労働委員会における労働委員会制度の周知、広報の取組みについて （九州ブロック労働者側） ② 全労委による個別労働関係紛争あっせん制度の積極的なPRの取組みについて （鳥取県労委公労使）	太田会長 松田委員 竹内(克)委員 手嶋委員 上原委員 川口委員

【事務局連絡会議】

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	2. 1	山口市湯田温泉3-1-1 「翠山荘」	1 平成18年度中国地区労働委員会会長連絡会議の運営について (山口県労委) 2 平成19年度中国地区労働委員会諸会議開催計画について (山口県労委) 3 平成19年度中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議及び調整主管課長会議における研修案について (鳥取県労委・山口県労委)	足田局長 佐々木主幹
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	5. 30	山口市湯田温泉3-2-7 「セントコア山口」	1 第131回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の運営等について (山口県労委) 2 平成19年度中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議事務局職員研修要領等について (鳥取県労委)	足田局長 佐々木主幹
全国労働委員会事務局長連絡会議	6. 7	名古屋市中村区名駅1-2-4 「名鉄グランドホテル」	1 調整事件等の概況について 2 審査概況等について 3 審査業務改善委員会の検討状況等について 4 第62回全労委総会について 5 次回の全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の開催地について (以上中労委)	足田局長 北川主事
第4回都道府県労働委員会事務局長会議	6. 7	名古屋市中村区名駅1-2-4 「名鉄グランドホテル」	1 次期幹事長の互選結果について (報告) (東京都労委)	足田局長 北川主事

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	7. 17	松江市西嫁島2-10-16 「ホテル宍道湖」	1 中国地区労働委員会における委員の会議の見直しについて (鳥取県労委) 2 行政機関の業務のアウトソーシング等に伴って発生する労働紛争等について (島根県労委)	足田局長 山本主事
中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議	8. 2 ～ 3	鳥取市扇町176 「ウェルシティ鳥取」	1 追加申立てと新規申立ての取扱いについて (広島県労委) 2 労組法改正後における不当労働行為審査の実情について (鳥取県労委) 3 郵政民営化に伴う事件処理の対応について (鳥取県労委) 4 講演「審査計画における争点整理について」 (鳥取県労委 太田正志会長) 5 実務演習	足田局長 竹本次長 佐々木主幹 下田副主幹 田崎副主幹 山本主事
中国地区労働委員会事務局調整主管課長会議	8. 29 ～30	山口市滝町1-1 「山口県庁」	1 講演「あっせんにおける法の意味」 (山口県労委 柳澤旭会長代理) 2 講演「個別労働紛争の取扱い事例について」 (山口労働局 労働紛争調整官 藤村哲也氏) 3 あっせん員（集団・個別）の候補者の委嘱と指名状況について (島根県労委) 4 個別あっせん終結後のあっせん経過についての照会、文書提出命令への対応について (鳥取県労委)	田崎副主幹 北川主事

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
			5 個別労働関係紛争あっせん制度に係るPRについて (山口県労委) 6 事例研究	
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	10. 4	東京都港区 芝公園1-5-32 「労働委員会会館」	1 労働委員会をめぐる最近の状況について 2 最近の調整事件及び個別紛争事件の概要等について 3 最近の労働情勢について 4 特定独立行政法人等関係について 5 賃金事情等総合調査について (以上中労委) 6 講演「労働審判制度の最近の運営状況について」 (最高裁判所事務総局 行政局第一課長 林俊之氏)	下田副主幹
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	10. 17	広島市中区 上八丁堀8-28 「八丁堀シャンテ」	1 中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議及び調整主管課長会議における事務局職員研修のあり方等について (山口県労委) 2 平成23年度全国労働委員会会長連絡会議の開催地について (広島県労委) 3 中国地区労働委員会連絡協議会定例総会及び中国四国地区労働委員会会長連絡会議の見直し問題の今後の取扱いについて(意見交換)	足田局長 北川主事
全国労働委員会事務局審査主管課長会議	11. 22	東京都港区 芝公園1-5-32 「労働委員会会館」	1 最近の重要判例について (中労委) 2 審査業務改善委員会報告について (意見交換)	佐々木主幹

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
			3 地方自治体、地方公営企業に関する 審査事案について (事例発表及び意見交換)	

第2章 不当労働行為の審査

1 概 情況

平成19年中に係属した不当労働行為救済申立事件はなかった。近年の傾向及び特徴的な事件については以下のとおり。

労働組合法改正以降、平成17年に係属した事件はなく、平成18年に1件係属し、関与和解により終結した。

平成18年に係属した事件は、県内の農協関係団体のうちの7つの労働組合及び県農協中央会が当事者である。

本件は、東伯町農協の再建・合併問題について、7労働組合が県全体の農協系統組織の雇用問題に波及する深刻な事項であるとして、直接の雇用関係にない県農協中央会に対して団体交渉の申入れを行ったところ、県農協中央会は団体交渉の当事者ではない等として交渉申入れを拒否したことから、このことが労働組合法第7条第2号に定める不当労働行為にあたるとして、7労働組合から救済申立てがなされたものである。

本件審査は、委員調査を4回、審問を3回行い、平成18年9月、関与和解により終結した。なお、当県の審査目標期間は10ヶ月（約300日）に設定しているが、処理に要した日数は170日であり、目標期間内での事件処理が行われた。

主な和解内容は、各労働組合と各農協等との間における団体交渉が円滑に行われるよう、県農協中央会が農協等を指導するとともに必要に応じて労働組合に対し説明すること、などである。

2 そ の 他

不当労働行為の審査の迅速化及び的確化を図るために全国労働委員会連絡協議会における取組みとして、改正労働組合法の運用に関する問題等について検討を行う「審査業務改善委員会」が設置され、平成18年から19年にかけて検討が行われたが、平成19年6月にその検討結果報告書が取りまとめられた。（資料8 審査業務改善委員会報告書）

第3章 労働組合の資格審査

1 概況

平成19年中に当委員会が取り扱った労働組合資格審査の件数は、新規係属が3件であった。前年からの繰越しはなかった。

これを申請理由別にみると、全て委員推薦のためのものであった。

また、処理状況についてみると、全て労働組合法上の規定に適合することが決定された。

2 労働組合資格審査一覧

(1) 平成19年労働組合資格審査一覧表

番号	組合名	申請理由	申請年月日	決定年月日	処理状況
1	鳥取医療生協労働組合	委員推薦	19. 2. 1	19. 2. 8	適合
2	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部	委員推薦	19. 2. 2	19. 2. 8	適合
3	鳥取三洋電機労働組合	委員推薦	19. 2. 2	19. 2. 8	適合

(2) 平成10年～平成19年申請理由別一覧表

申請理由 年別	委員推薦	不當労働行為救済申立	法人登記	総会決議	計	備考
10	2	3	—	—	5	前年からの繰越し1件含む
11	4	1	—	—	5	前年からの繰越し1件含む
12	1	1	—	—	2	前年からの繰越し1件含む
13	3	2	1	—	6	前年からの繰越し1件含む
14	—	1	—	—	1	前年からの繰越し1件含む
15	3	3	—	—	6	
16	—	1	1	—	2	前年からの繰越し1件含む
17	4	—	—	—	4	
18	2	7	—	—	9	
19	3	—	—	—	3	

注) 前年からの繰越し件数を含む件数である。

(3) 平成10年～平成19年処理区分別一覧表

年別	適合	不適合	取下げ	打切り	次年へ 繰越	計	備考
10	2	—	2	—	1	5	
11	4	—	—	—	1	5	
12	1	—	—	—	1	2	
13	5	—	—	—	1	6	
14	1	—	—	—	—	1	
15	4	—	1	—	1	6	
16	2	—	—	—	—	2	
17	4	—	—	—	—	4	
18	2	—	—	7	—	9	
19	3	—	—	—	—	3	

注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

第4章 労働争議の調整

1 概況

平成19年中に係属した調整事件は、新規係属事件が2件であった。調整区分はいずれもあっせんで、申請者が組合のものと、使用者のものがそれぞれ1件ずつあった。業種は卸売・小売業と教育・学習支援業であった。平成19年中に終結したものは1件で、終結区分は解決であった。残る1件は次年に繰り越された。

調整事項は、1件がその他賃金に関するもの、残る1件が一時金であった。

2 事件一覧

番号	事件名	調整区分	申請月日 申請者	調整事項	開始月日	終結月日 区分	調整回数	調整員
1	X争議	あっせん	8.9 組合	その他賃金に関するもの	8.10	9.1 解決	1	(公)河本 (公)長井 (労)磯江 (使)山本
2	Y争議	あっせん	12.20 使用者	一時金	12.25	係属中 繰越	—	(公)太田 (労)磯江 (使)上原

3 取扱事件概要

(1) 平成19年(調)第1号

X争議あっせん事件

申請者 X労働組合

被申請者 X

業種 卸売・小売業 従業員数 349名

開始事由 組合申請

申請月日 8月9日 開始月日 8月10日 終結月日 9月1日

終結事由 解決 調整回数 1回 所要日数 31日

あっせん員 (公)河本充弘、長井いずみ (労)磯江智昭 (使)山本智通

ア 調整事項

その他賃金に関するもの

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

経営状況の詳細な説明がなされないまま、昇給停止がなされようとしているのは問題である。

(イ) 使用者の主張

昇給は現在の経営状態ではできない。必要に応じて資料を提出するつもりではあるが、全てオープンにすることは考えていない。

ウ あっせんの経過

平成19年9月1日にあっせんを行い、下記のあっせん案を提示したところ、双方が受諾し事件は解決した。

あ っ セ ん 案

- 1 当事者双方は、平成19年度の賃金改定について、従来の団体交渉のあり方を見直し、今後誠意ある団体交渉を行い、平成19年10月31日までに円満に解決すること。
- 2 上記の団体交渉にあたり、被申請者は、中期計画と賃金改定との関連を示す必要な資料を提示するなどの方法により、当事者双方の合意が得られるよう格段の努力をすること。
- 3 今後、当事者双方は、労使間正常化と事業のよりよい運営を目指して、格段の努力をすること。

(2) 平成19年(調)第2号

Y争議あっせん事件

申 請 者 Y

被 申 請 者 Y労働組合

業 种 教育・学習支援業 従業員数 35名

開 始 事 由 使用者申請

申 請 月 日 12月20日 開始月日 12月25日 終結月日 係属中

あっせん員 (公) 太田正志 (労) 磯江智昭 (使) 上原信一

ア 調整事項

一時金

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

要求どおり支給できない理由の説明が十分でなく、納得できない。

(イ) 使用者の主張

冬期賞与の支給日数について団体交渉を重ね、一定の譲歩をしたが、経営状況を考えると、これ以上の譲歩はできない。

第5章 労働争議の実情調査と 争議行為予告通知

1 概況

(1) 労働争議の実情調査

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく新規の労働争議の実情調査件数は19件で、昨年と同数であった。

調査開始事由は、労働関係調整法第37条の規定による公益事業の争議行為予告通知に基づくものが19件であった。また調査の終結事由は、自主解決によるものが16件で、翌年に繰越されたものは3件であった。

(2) 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知の件数は52件で、昨年に比べ4件減少した。

予告通知者を業種別にみると、航空業が最も多く29件で、次いで病院業が8件、道路貨物業が6件、陸上旅客業が3件、港湾業が3件、通信業が2件、電力業が1件であった。

2 労働争議実情調査一覧

(1) 本年新規

番号	事 件 名	交渉地 (市町村)	調査事項	調査開始月日	調査終結月日	終結事由
1	因伯通運争議(建交労)	鳥取市	賃上げ等	3. 5	8. 6	解決
2	日ノ丸西濃運輸争議(建交労)	鳥取市	賃上げ等	3. 5	4. 9	解決
3	医師会立三朝温泉病院争議	三朝町	賃上げ等	3. 5	6.25	解決
4	鳥取医療生協争議	鳥取市	賃上げ等	3. 5	5.22	解決
5	境港海陸運送争議	境港市	賃上げ等	3.19	4. 9	解決
6	因伯通運争議(運輸労連)	鳥取市	賃上げ等	3.19	8. 6	解決
7	日ノ丸自動車争議	鳥取市	賃上げ等	4. 9	4. 9	解決
8	済生会境港総合病院争議	境港市	賃上げ等	4.10	4.10	解決
9	済生会境港総合病院争議	境港市	夏季一時金等	5.22	6.27	解決
10	因伯通運争議(運輸労連)	鳥取市	要求書未提出	6.25	6.25	解決
11	境港海陸運送争議	境港市	夏季一時金等	6.25	6.25	解決
12	因伯通運争議(建交労)	鳥取市	年末一時金	10.23		継続
13	日ノ丸西濃運輸争議(建交労)	鳥取市	労働条件改善等	10.23		継続
14	境港海陸運送争議	境港市	冬季一時金	11.05	11.20	解決
15	済生会境港病院争議	境港市	年末一時金	11.05	12.10	解決
16	因伯通運争議(運輸労連)	鳥取市	年末一時金	11.06		継続
17	鳥取医療生協争議	鳥取市	一時金等	11.07	12.11	解決
18	医師会立三朝温泉病院争議	三朝町	冬季一時金	11.20	12.10	解決
19	日ノ丸自動車争議	鳥取市	諸手当増額等	12.12	12.12	解決

3 争議行為予告通知一覧

番号	通 知 者		受付 労 委	交渉事項	受付 月 日	争議 行 為 予 告 月 日	備 考
	名 称	所在地 (都道府県)					
1	エアーニッポン 乗員組合	福岡	福岡	国際線勤務 に関する要求等	2.13	2.28	
2	エーセントラル 乗員組合	愛知	愛知	安全運航等	2.14	2.25	
3	国鉄労働組合	東京	中労委	賃上げ等	2.16	3. 1	西日本米子地方 本部(国労)
4	日本トランスオーランス 航空乗員組合	沖縄	沖縄	一時金等	2.16	2.28	
5	全日本空輸 乗員組合	東京	中労委	賃上げ等	2.19	3. 5	
6	全日本空輸 乗員組合	東京	中労委	人員確保等	2.19	3. 5	
7	日本航空ジャパン 労働組合	東京	中労委	安全運航の 確保等	2.19	3. 5	
8	日本航空ジャパン 労働組合	東京	中労委	賃金カット 関係	2.19	3. 5	
9	日本航空ジャパン 労働組合	東京	中労委	整備委託問 題	2.19	3. 5	
10	全日本建設交通 一般労働組合	東京	中労委	賃上げ等	2.23	3. 9	因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸 分会
11	全国電力関連産業 労働組合総連合	東京	中労委	賃金改定等	2.26	3. 9	中国電力労働組 合
12	全日本建設交通 一般労働組合 全国鉄道本部	東京	中労委	解雇撤回等	3. 1	3.15	西日本米子地方 本部(建交労鉄道)
13	鳥取県医療 労働組合連合会	鳥取	鳥取	春闌統一要 求	3. 1	3.15	鳥取医療生協労 働組合・三朝温 泉病院労働組合 ・米子医療生協 労働組合
14	エヌ・ティ・ティ 労働組合	東京	中労委	特別手当等	3. 5	3.16	
15	全日本運輸産業 労働組合連合会	東京	中労委	賃上げ等	3. 5	3.16	因伯通運労働組 合

番号	通 知 者		受 付 労 委	交渉事項	受 付 月 日	争 議 行 為 予 告 月 日	備 考
	名 称	所在 地 (都道 府県)					
16	日本私鉄労働組合 総連合会	東 京	中労委	賃 上 げ 等	3. 5	3. 16	日ノ丸自動車支 部
17	日本 航 空 乗 員 組 合	東 京	中労委	安全運航の 確保等	3. 7	3. 20	
18	全 日 本 港 湾 労 働 組 合	東 京	中労委	賃 上 げ 等	3. 9	3. 29	日本海地方本部 境港支部
19	株式会社日本航空 インターナショナル 日本アジア航空 株 式 会 社	東 京	中労委	安全運航の 確保等	3. 9	3. 20	
20	株式会社日本航空 インターナショナル	東 京	中労委	整備委託問 題	3. 9	3. 20	
21	株式会社日本航空 インターナショナル	東 京	中労委	安全関係等	3. 9	3. 20	
22	株式会社日本航空 インターナショナル	東 京	中労委	賃金カット 関係	3. 9	3. 20	
23	全国 労 災 病 院 労 働 組 合	東 京	中労委	統廃合等の 反対等	3. 15	3. 27	山陰労災支部
24	全 濟 生 会 労 働 組 合	埼 玉	中労委	賃 上 げ 等	3. 19	4. 4	境港病院支部
25	情報産業労働組合 連合会KDDI労働組合	東 京	中労委	業 績 賞 与	3. 23	4. 3	
26	全 濟 生 会 労 働 組 合	埼 玉	中労委	夏季一時金等	5. 10	5. 22	境港病院支部
27	エアーニッポン 乗 員 組 合	福 岡	福 岡	安全関係等	5. 18	6. 2	
28	全 日 本 空 輸 乗 員 組 合	東 京	中労委	職 場 領 域	5. 21	6. 4	
29	全 日 本 空 輸 乗 員 組 合	東 京	中労委	夏季一時金等	5. 21	6. 4	
30	エアーセントラル 乗 員 組 合	愛 知	愛 知	安全関係等	5. 21	6. 1	
31	全国 劳 災 病 院 労 働 組 合	東 京	中労委	夏季一時金等	5. 23	6. 3	山陰労災支部
32	日本航空ジャパン 労 働 組 合	東 京	中労委	安全関係等	5. 25	6. 3	

番号	通 知 者		受付 労 委	交渉事項	受付 月 日	争議 行 為 予 告 月 日	備 考
	名 称	所在地 (都道 府県)					
33	全日本港湾労働組合 日本海地方本部	新潟	新潟	夏季一時金等	5. 30	6. 13	境港支部
34	全日本運輸産業 労働組合連合会	東京	中労委	一時金等	6. 4	6. 15	因伯通運労働組合
35	日本航空 乗員組合	東京	中労委	夏季一時金等	6. 6	6. 20	
36	株式会社日本航空 インターナショナル	東京	中労委	安全関係等	6. 8	6. 20	
37	株式会社日本航空 インターナショナル 日本アジア航空 株式会社	東京	中労委	夏季一時金等	6. 8	6. 20	
38	全国労災病院 労働組合	東京	中労委	年末一時金等	10. 12	10. 23	
39	エアーニッポン 乗員組合	福岡	福岡	安全関係等	10. 19	11. 3	
40	全日本空輸 乗員組合	東京	中労委	新中期経営 戦略の見直 し等	10. 22	11. 6	
41	全日本建設交通 一般労働組合	東京	中労委	年末一時金	10. 22	11. 8	因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸 分会
42	エーセントラル 乗員組合	愛知	愛知	安全関係等	10. 23	11. 3	
43	日本航空ジャパン 労働組合	東京	中労委	再生中期ア ン見直し等	10. 25	11. 6	
44	全済生会 労働組合	埼玉	中労委	年末一時金	10. 26	11. 9	境港病院支部
45	全日本港湾労働組合 日本海地方本部	新潟	新潟	冬季一時金	10. 26	11. 14	境港支部
46	全日本運輸産業 労働組合	東京	中労委	一時金等	11. 5	11. 16	因伯通運労働組合
47	日本航空 乗員組合	東京	中労委	安全関係等	11. 7	11. 21	

番号	通 知 者		受付 労 委	交渉事項	受付 月 日	争議 行 為 予 告 月 日	備 考
	名 称	所在地 (都道 府県)					
48	鳥取県医療労働組合連合会	鳥 取	鳥 取	秋闇統一要求	11. 7	11. 19	鳥取医療生協労働組合・三朝温泉病院労働組合・米子医療生協労働組合
49	株式会社日本航空インターナショナル	東 京	中労委	再生中期プラン見直し	11. 9	11. 21	
50	株式会社日本航空インターナショナル 日本アジア航空 株 式 会 社	東 京	中労委	安全関係等	11. 9	11. 21	
51	日本トランスオーシャン航空乗員組合	沖 縄	沖 縄	乗員要請促進等	11. 12	11. 24	
52	日本私鉄労働組合総連合会	東 京	中労委	協約関係等	11. 20	12. 1	日ノ丸自動車支部

第6章 個別労働関係紛争への対応

1 労働相談対応状況

平成19年の対応状況は以下のとおりである。

なお、11月12日（月）から16日（金）にかけて、相談時間を午後8時まで延長する労働相談強化週間を実施した。その間の対応状況は以下のとおりである。

件数	相談内容（重複集計）				対応状況（実数）		
	経営又は人事（解雇等）	賃金等（未払い等）	労働条件等（勤務時間等）	職場の人間関係等（嫌がらせ等）	助言・法令の説明	あっせん制度説明	他機関紹介
71	18	22	20	22	43	22	6
上記のうち労働相談強化週間中の対応状況							
15	2	6	8	1	10	3	2

（注）あっせん申請されたもの及び労働相談会における相談を含まない。

2 労働相談会の実施状況

（1）春期

労働委員会のPRに重点を置いた日曜相談会を実施した。委員が労働相談にあたったほか、事務局職員が「労働委員会紹介リーフレット」を会場で配布した。

ア 東 部

日 時 平成19年6月10日（日） 午前10時～午後3時
会 場 ジャスコ鳥取店（鳥取市天神町）
相談応対者 竹内（篤）委員、上原委員

イ 中 部

日 時 平成19年6月17日（日） 午前10時～午後3時
会 場 倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）
相談応対者 松田委員、稻井委員

ウ 西 部

日 時 平成19年6月24日（日） 午前10時～午後3時
会 場 ジャスコ日吉津店（西伯郡日吉津村日吉津）
相談応対者 安本委員、安酸委員

エ 相談状況

件数	相談内容（重複集計）				相談会での対応（実数）		
	経営又は 人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間 等)	職場の人 間関係等 (嫌がらせ 等)	説明・ 助言・ 資料提供	あっせん 制度説明	他機関紹介
9	2	2	5	3	5	0	4

（2）秋 期

平日の夕方から夜間にかけて、労働相談会を実施した。

ア 東 部

日 時 平成19年9月27日（木） 午後3時30分～午後8時
 会 場 県民文化会館（鳥取市尚徳町）
 相談応対者 河本会長代理、川口委員

イ 中 部

日 時 平成19年9月12日（水） 午後3時30分～午後8時
 会 場 倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）
 相談応対者 磯江委員、手嶋委員

ウ 西 部

日 時 平成19年10月10日（水） 午後3時30分～午後8時
 会 場 米子コンベンションセンター（米子市末広町）
 相談応対者 安酸委員、山本委員

エ 相談状況

件数	相談内容（重複集計）				相談会での対応（実数）		
	経営又は 人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間 等)	職場の人 間関係等 (嫌がらせ 等)	説明・ 助言・ 資料提供	あっせん 制度説明	他機関紹介
7	2	3	2	1	6	1	0

3 個別労働関係紛争あっせん事件

平成19年の申請は19件で、すべて労働者からの申請であり、終結17件、次年への繰越2件であった。終結区分は解決6件、取下げ（関与解決）2件、取下げ3件、打切り3件、不開始3件である。

(1) 取扱件数

	取扱件数			処理状況	
	前年繰越	本年新規	計	本年終結	次年繰越
14年	—	1	1	1	—
15年	—	12	12	12	—
16年	—	9	9	9	—
17年	—	9	9	9	—
18年	—	17	17	17	—
19年	—	19	19	17	2
計	—	67	—	65	—

(2) 申請区分

	労働者	使用者	双方	計
14年	1	—	—	1
15年	12	—	—	12
16年	9	—	—	9
17年	9	—	—	9
18年	17	—	—	17
19年	19	—	—	19
計	67	—	—	67

(3) あっせん内容区分

(重複集計)

	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
14年	1	1	—	—	—
15年	8	8	2	1	1
16年	3	8	3	—	3
17年	7	6	1	1	2
18年	8	8	5	2	3
19年	10	7	5	0	5
計	37	38	16	4	14

(4) 終結処理区分

		年 内 終 結					次年繰越
		解 決	取下げる (関与解決)	取下げる	打 切 り	不 開 始	
14年 (1件)	件 数				1		—
	構成比				100%		—
15年 (12件)	件 数	5	2	1	4		—
	構成比	42%	17%	8%	33%		—
16年 (9件)	件 数	6	1		2		—
	構成比	67%	11%		22%		—
17年 (9件)	件 数	5	1		3		—
	構成比	56%	11%		33%		—
18年 (17件)	件 数	10	1		6		—
	構成比	59%	6%		35%		—
19年 (19件)	件 数	6	2	3	3	3	2
	構成比	35%	11%	18%	18%	18%	—
計 (67件)	件 数	32	7	4	19	3	2
	構成比	49%	11%	6%	29%	5%	—

(5) あっせん事件一覧

事件番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終 結 日 終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
1	1.17 労働者	契約期間内の賃金の支払いほか	1.19	1.26 関与解決	—	10日	—
2	2.21 労働者	転勤命令の取消しほか	2.26	3. 8 解 決	1回	16日	(公)太田 (労)仁宮 (使)上原
3	3. 8 労働者	研修の撤回ほか	3.13	3.14 解 決	1回	7日	(公)太田 (労)安田 (使)稻井
4	3.27 労働者	解雇の撤回ほか	3.29	4. 9 関与解決	—	14日	(公)河本 長井 (労)竹内(篤) (使)上原

事件番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終 結 日 終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
5	3. 29 労働者	賃金の支払い	4. 5	4. 16 解 決	1回	19日	(公)安本 (労)仁宮 (使)山本
6	4. 13 労働者	研修後の勤務 研修の評価 ほか	—	4. 16 取下げ	—	4日	—
7	5. 16 労働者	休職命令の撤回ほか	5. 23	6. 6 取下げ	1回	22日	(公)松田 (労)手嶋 (使)稻井
8	6. 4 労働者	給料の支払いほか	6. 6	6. 14 打切り (双方の主張 の隔たりが大 きいため)	1回	11日	(公)河本 長井 (労)竹内(篤) (使)上原
9	6. 12 労働者	労災事故による損害 賠償請求	—	6. 29 不開始 (被申請者が あっせんの手 続に参加しな い意思を表明 したため)	—	18日	—
10	6. 19 労働者	自主退職に追い込ま れたことに対する損 害賠償ほか	7. 6	7. 31 解 決	2回	43日	(公)松田 (労)竹内(篤) (使)川口
11	7. 19 労働者	解雇の撤回	—	8. 3 不開始 (被申請者が あっせんの手 続に参加しな い意思を表明 したため)	—	16日	—

事件番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終 結 日 終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
12	8.16 労働者	賃金の支払い	8.27	9.27 打切り (被申請者があっせんの手続に参加しない意思を表明したため。また、あっせんによっては事件の解決の見込みがないと認められるため)	2回	43日	(公)松田 (労)竹内(篤) (使)上原
13	8.16 労働者	賃金の支払い	—	8.27 不開始 (紛争の実情があっせんに適さないものと認められるため)	—	12日	—
14	9. 4 労働者	雇用の継続ほか	9. 12	9.18 解 決	1回	15日	(公)松田 (労)福田 (使)川口
15	10.17 労働者	解雇の撤回	10.23	10.26 解 決	1回	10日	(公)松田 (労)仁宮 (使)杵村
16	10.22 労働者	賃金の支払い	—	11. 8 取下げ	—	18日	—
17	11. 2 労働者	不当解雇に対する補償	11.13	11.20 打切り (被申請者があっせんの手続に参加しない意思を表明したため)	—	19日	(公)安酸 (労)手嶋 (使)山本
18	12.13 労働者	有休と欠勤の処理の明確化ほか		次年繰越			
19	12.14 労働者	退職金の割増しほか	12.20	次年繰越			(公)安酸 (労)安田 (使)杵村

資料

1	第41期鳥取県労働委員会委員名簿	41
2	鳥取県労働委員会あっせん員候補者名簿	42
3	事務局職員名簿	44
4	年別事件件数調	45
5	年別事件処理件数調	46
6	年別地区別事件件数調	49
7	条例、要綱、申合せ事項等	50
	○鳥取県労働委員会の運営に関する規則	50
	○鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例	51
	○鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則	54
	○個別労働関係紛争のあっせんの手続に関する実施要領	57
	○鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務 の一部を労働委員会に委任する規則	59
	○知事の権限に属する事務（あっせん申請書の受理）の補助執行について	60
	○知事の権限に属する事務（労働相談）の補助執行について	61
	○鳥取県労働委員会情報公開調整委員会設置要綱	62
	○鳥取県労働委員会幹事会設置要綱	63
	○鳥取県労働委員会あっせん員候補者に関する内規	64
	○鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者に関する内規	66
	○不当労働行為審査に関する申合せ	68
8	審査業務改善委員会報告書	72
9	中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧	86

※ 資料は平成20年1月1日現在とした。

1 第41期鳥取県労働委員会委員名簿（任期：H19.5.10～H21.5.9）

(平成20年1月1日現在)

区分	氏 名	現 職 等	住 所
公益委員	(会長) 太田正志	弁護士	米子市
	(会長代理) 河本充弘	弁護士	鳥取市
	松田道昭	(元)鳥取県議会議員	東伯郡琴浦町
	安酸早苗	社会保険労務士	米子市
労働者委員	竹内篤子	(元)全国労働者共済生活協同組合連合会鳥取県本部職員	鳥取市
	仁宮敬富	全国一般労働組合鳥取地方本部会長	島根県松江市
	磯江智昭	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	東伯郡湯梨浜町
	竹内克徳	鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	鳥取市
	手嶋ひとみ	日本労働組合総連合会鳥取県連合会職員	東伯郡北栄町
使用者委員	杵村善久	株式会社山陰放送代表取締役会長	米子市
	上原信一	社団法人鳥取県経営者協会専務理事	鳥取市
	山本智通	境港海陸運送株式会社代表取締役社長	米子市
	川口眞佐子	株式会社川口義治商店常務取締役	鳥取市
	稻井幾子	株式会社いない取締役副社長	倉吉市

※ 公益委員1名欠員。

委員の異動

区分	氏名	任命年月日	退任年月日
公益	安本 仁子	平成 15 年 3 月 27 日	平成 19 年 11 月 30 日
使用者	三橋 明	平成 11 年 9 月 1 日	平成 19 年 5 月 9 日

2 鳥取県労働委員会あっせん員候補者名簿 (任期 : H19.5.10~H21.5.9)

(平成 20 年 1 月 1 日現在)

氏名	現職等	住所	備考
太田 正志	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員(会長)	米子市	
河本 充弘	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員(会長代理)	鳥取市	
松田道昭	(元)鳥取県議会議員 鳥取県労働委員会公益委員	東伯郡琴浦町	
安酸早苗	社会保険労務士 鳥取県労働委員会公益委員	米子市	
杉本 善三郎	弁護士	倉吉市	
松本伸介	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 司法書士	八頭郡八頭町	
長井 いずみ	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 税理士	鳥取市	
竹内篤子	(元)全国労働者共済生活協同組合連合会 鳥取県本部職員 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥取市	
仁宮敬富	全国一般労働組合鳥取地方本部会長 鳥取県労働委員会労働者委員	島根県松江市	
磯江智昭	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 鳥取県労働委員会労働者委員	東伯郡 湯梨浜町	
竹内克徳	鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥取市	

氏名	現職等	住所	備考
手嶋 ひとみ	日本労働組合総連合会鳥取県連合会職員 鳥取県労働委員会労働者委員	東伯郡北栄町	
安田 邦夫	(元)日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	米子市	
福田 光明	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長	八頭郡八頭町	
五十嵐 美知義	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	鳥取市	
杵村 善久	株式会社山陰放送代表取締役会長 鳥取県労働委員会使用者委員	米子市	
上原 信一	社団法人鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥取市	
山本 智通	境港海陸運送株式会社代表取締役社長 鳥取県労働委員会使用者委員	米子市	
川口 眞佐子	株式会社川口義治商店常務取締役 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥取市	
稻井 幾子	株式会社いない取締役副社長 鳥取県労働委員会使用者委員	倉吉市	
能登 克浩	倉吉商工会議所専務理事	倉吉市	H19.7.26 任命
千原 達郎	米子商工会議所専務理事	米子市	H19.11.22 任命
木下 辰太郎	株式会社鳥取銀行常勤監査役	米子市	H19.7.26 任命
足田 晃	鳥取県労働委員会事務局長	鳥取市	
竹本 英雄	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	鳥取市	

※ 個別労働関係紛争あっせん員候補者も上記名簿のとおりである。

※ 事務局長、事務局次長の任期は在任期間。

あっせん員候補者の異動

氏名	任命年月日	退任年月日
石富 和彦	平成19年 5月10日	平成19年 7月26日
山根 邦重	平成19年 5月10日	平成19年 7月26日
住田 篤美	平成19年 5月10日	平成19年 11月22日
安本 仁子	平成19年 5月10日	平成19年 11月30日

3 事務局職員名簿

(平成20年1月1日現在)

課・担当名	職名	氏名	発令年月日	備考
事務局長	足田 晃	足田 晃	平成18.4.1	
事務局次長 兼審査調整課長	竹本 英雄	竹本 英雄	平成17.4.1	H14.4.1～H16.3.31次長 H16.4.1～H17.3.31次長 (調整課長事務取扱)
審査調整課	審査担当	主幹	佐々木 登美雄	平成17.4.1
	主事	山本 真之	平成16.4.1	
	相談・調整担当	主幹	岩本 文彦	平成17.4.1 H16.4.1～H17.3.31 調整課課長補佐
	副主幹	下田 奈美子	平成18.4.1	H17.4.1～H18.3.31主任
	副主幹	田崎 直幸	平成19.4.1	
	主事	北川 哲男	平成17.4.1	

4 年別事件件数調

(昭和21年～平成19年)

区分 年別	調整事件				実情調査	個別労働 関係紛争 あっせん	不当労働 行為	資格審査	認定告示	行政訴訟 事 件	再審査 事 件
	あっせん	調停	仲裁	計							
昭和 21～34	64	11		75	93		27	307		2	3
35	2			2	6		1	20			
36	11	2		13	8		3	29		1	1
37	13	4	2	19	11		2	34			
38	16	3		19	20		4	44			1
39	15	3		18	27		5	14			
40	23	5		28	24		4	5	3		1
41	12			12	28		8	24			
42	21			21	36		2	26	1		
43	6			6	31		1	1			2
44	12	3		15	33			12			
45	21	1		22	42		8	11	1		
46	40	3		43	55		6	25			
47	30	3		33	37		4	2			
48	18	1		19	38		5	15			
49	20			20	38		9	18	1	1	
50	23			23	38		6	26			1
51	19	2		21	37		17	29			
52	8			8	29		1	12			1
53	9			9	35		3	11			
54	8			8	34		2	11			
55	6			6	31		1	3			
56	12	1		13	39		1	11			
57	12	12		24	35		2	3			
58	11	3	5	19	26		7	7			
59	14	16	1	31	28		5	19			
60	5	1		6	22		2	10			
61	13		1	14	27		1	2			
62	9			9	20			6			1
63	11			11	27		1	4			1
平成元	4			4	23		4	12			
2	9			9	37						
3	11			11	39			5			1
4	3			3	27		1	1			
5	5			5	26		1	7			1
6	5	1		6	20			1			
7	3			3	20			7			
8	1			1	21			1			
9	2			2	23			4			
10	1			1	20		2	4			
11				0	23			4			
12				0	22		1	1			
13				0	25		1	5			2
14	1			1	25	1					
15				0	24	12	3	6			
16	1			1	24	9		1			2
17				0	24	9		4			
18	3			3	19	17	1	9			
19	2			2	19	19		3			
計	535	75	9	619	1,416	67	152	816	6	6	16

5 年別事件処理件数調

(1) 審査事件

区分 年別	不 当 労 働 行 為 事 件															
	取扱開始			審 査 状 況												本年申
	前年から の繰越 年別	本年申立 て	計	申立ての却下	申立ての取下げ			全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	移 管	処 罰 請 求	終 結 計	次 年 へ 繰 越 し	解 雇	不 利 益 処 分
				自 発	和 解	関 与	左 以 外									
昭和 21~34	7	27	34		3	5	9	3	3	2	1	1	27	7	21	3
35		1	1				1						1	0		
36		3	3						2	1			3	0	2	1
37		2	2	1			1						2	0	1	1
38		4	4				1		1	1			3	1	1	1
39	1	5	6		1	1	3						5	1	2	3
40	1	4	5		1		1		2				4	1		2
41	1	8	9			1	5						6	3	3	4
42	3	2	5			1							1	4	2	
43	4	1	5		1		1		1	1			4	1		1
44	1		1			1							1	0		
45		8	8			1	3						4	4	1	4
46	4	6	10		1	3	2						6	4		5
47	4	4	8			3	4		1				8	0	1	
48		5	5										0	5	1	2
49	5	9	14		1		3		1				5	9	2	7
50	9	6	15		1	1	3		1				6	9	1	4
51	9	17	26		1		6			1			8	18	2	12
52	18	1	19			8	1	1					10	9	1	
53	9	3	12				8						8	4		2
54	4	2	6				3						3	3	1	1
55	3	1	4				2						2	2	1	
56	2	1	3				1						1	2		1
57	2	2	4				1						1	3		2
58	3	7	10		5								5	5		7
59	5	5	10				1						1	9	1	1
60	9	2	11				4						4	7		
61	7	1	8			4							4	4		1
62	4		4						2				2	2		
63	2	1	3						2				2	1		1
平成元	1	4	5				1						1	4		2
2		4											0	4		
3	4		4	1			1		1				3	1		
4	1	1	2										0	2		
5	2	1	3						1				1	2	1	
6	2		2				1						1	1		
7	1		1										0	1		
8	1		1										0	1		
9	1		1										0	1		
10	1	2	3		1	1							2	1		
11	1		1										0	1		
12	1	1	2										0	2		1
13	2	1	3	1					1				2	1		
14	1		1						1				1	0		
15		3	3						1				1	2		1
16	2		2						2				2	0		
17		0											0	0		
18		1	1			1							1	0		
19		0											0	0		
計	142	152	294	3	16	31	67	4	22	7	1	1	152	142	45	70

(昭和21年～平成19年)

立事件内訳			労働組合資格審査						認定告示			行政訴訟		再審査事件		
支配入	団交拒否	その他の	前年からの繰越し申請	本年申請	計	取下げ・打切り	資格あり	資格なし	次年へ繰越し	申請	結果	次年へ繰越し	前年からの繰越し	本年提訴		
12	5		1	307	308	17	289	1	1				1	2	3	
1				20	20	1	19		0							
3				29	29		29		0				1	1		
2				34	34	1	33		0				1			
3	1			44	44	2	41		1					1		
4			1	14	15	2	12		1							
4	1		1	5	6	1	4		1	3	3			1		
7	2		1	24	25	6	15		4							
1			4	26	30	3	23		4	1	1					
			4	1	5	3	1		1					2		
			1	12	13	2	11		0							
5				11	11	4	3		4	1			1			
2	1		4	25	29	6	18		5		1					
3			5	2	7	5	2		0							
4				15	15		9		6							
3	3		6	18	24	6	5		13	1	1			1		
2	4		13	26	39	6	23		10					1		
15	8	3	10	29	39	6	3		30				1			
1	1		30	12	42	18	13		11				1	1		
1	1		11	11	22	10	9		3				2			
2	2		3	11	14	3	8		3				2			
1	1		3	3	6	3	1		2							
1			2	11	13	1	10		2							
1	2	1	2	3	5	1			4							
2	2	1	4	7	11		6		5							
5	4		5	19	24	1			23							
1	1		23	10	33	4	8		21							
1			21	2	23	17	1		5							
			5	6	11		10		1					1		
1			1	4	5		4		1					1		
4	1		1	12	13	1	6		6							
			6		6				6							
			6	5	11	1	9		1					1		
1	1		1	1	2				2							
1			2	7	9		6		3					1		
			3	1	4	2	1		1							
			1	7	8	1	6		1							
			1	1	2		1		1							
			1	4	5		4		1							
2			1	4	5	2	2		1							
			1	4	5		4		1							
1			1	1	2		1		1							
1			1	5	6		5		1					2		
			1		1		1		0							
1	2			6	6	1	4		1							
			1	1	2		2		0					2		
				4	4		4		0							
1			9	9	7	2			0							
			3	3		3			0							
96	47	5	189	816	1,005	144	671	1	189	6	6	0	1	8	6	16

(2) 調 整 事 件

(昭和21年～平成19年)

区分 年別	前年から の繰越	本年申請	計	調整状況							
				解決	不調	打切り	取下げ	不開始	移管	次年繰越	解決率 (%)
昭和 21～45		250	250	158	16	57	18	0	1		68
46		43	43	17	1	20	5				45
47		33	33	16	3	10	4				55
48		19	19	9	1	7	2				53
49		20	20	8		6	5			1	57
50	1	23	24	17		4	2			1	81
51	1	21	22	8		11	1			2	42
52	2	8	10	8		1				1	89
53	1	9	10	6		4					60
54		8	8	4		2	1			1	67
55	1	6	7	1	1	5					14
56		13	13	6		7					46
57		24	24	9	2	2				11	69
58	11	19	30	17	4	5	1	3			65
59		31	31	9	4	8	9			1	43
60	1	6	7	3		4					43
61		14	14	8		5	1				62
62		9	9	6		3					67
63		11	11			11					0
平成元		4	4		1	3					0
2		9	9	1		8					11
3		11	11			10	1				0
4		3	3			3					0
5		5	5	2		3					40
6		6	6		1	2	3				0
7		3	3			2				1	0
8	1	1	2			1	1				0
9		2	2			2					0
10		1	1	1							100
11		0									
12		0									
13		0									
14		1	1	1							100
15		0									
16		1	1				1				0
17		0									
18		3	3	3							100
19		2	2	1						1	100
計	19	619	—	319	34	206	55	3	1	20	52

(注) 解決率=解決÷(解決+不調+打切り)

(3) 個別労働関係紛争あっせん事件

(平成14年～平成19年)

区分 年別	前年から の繰越	本年申請	計	終 結 处 理 区 分						
				解決	取下げ (関与解決)	取下げ	打切り	不開始	次年繰越	解決率 (%)
平成14		1					1			0
15		12	12	5	2	1	4			58
16		9	9	6	1		2			78
17		9	9	5	1		3			67
18		17	17	10	1		6			65
19		19	19	6	2	3	3	3	2	57
計	0	67	—	32	7	4	19	3	2	63

(注) 解決率={解決+取下げ(関与解決)}÷{解決+取下げ(関与解決)+取下げ+打切り}

6 年別地区別事件件数調

(平成10年～平成19年)

事件名	地区名	事件内訳	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	計
調整事件	東部	あっせん	1				1		1			1	4
		調停										0	0
		仲裁										0	0
		計	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	4
	中部	あっせん									1	1	2
		調停										0	0
		仲裁										0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	西部	あっせん									2		2
		調停										0	0
		仲裁										0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	計	あっせん	1				1		1		3	2	8
		調停										0	0
		仲裁										0	0
		計	1	0	0	0	1	0	1	0	3	2	8
実情調査	東 部		13	12	14	12	11	10	11	11	10	11	115
	中 部					2	2	2	2	2	1	2	13
	西 部		7	11	8	11	12	12	11	11	8	6	97
	計		20	23	22	25	25	24	24	24	19	19	225
個別あつせん事件紛争	東 部							5	3	5	3	7	23
	中 部							1	1	1	3	3	9
	西 部					1	6	5	3	11	9	9	35
	計					1	12	9	9	17	19	67	
不当労働行為事件	東 部		2					2			1		5
	中 部					1							1
	西 部				1			1					2
	計		2	0	1	1	0	3	0	0	1	0	8
行政訴訟事件													0
再審査事件						2			2				4

7 条例、要綱、申合せ事項等

鳥取県労働委員会の運営に関する規則

平成17年2月25日

鳥取県労働委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)第26条第2項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第26条の3の規定に基づき、鳥取県労働委員会(以下「労働委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(総会の招集)

第2条 労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第4条第1項に規定する総会の招集日は、毎月第2木曜日及び第4木曜日とする。ただし、総会の招集日が鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日に当たる場合その他労働委員会会長(以下「会長」という。)が必要と認めるときは、会長は、総会の招集日を変更し、又は総会を招集しないことができる。

(審査の期間の目標)

第3条 労働委員会は、法第27条の18の規定に基づき、審査の期間の目標(以下「目標」という。)を総会において決定するものとする。

2 労働委員会は、前項の規定に基づいて目標を定めたときは、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(目標の達成状況その他の審査の実施状況の公表)

第4条 労働委員会は、目標の達成状況その他の審査の実施状況を、審査を実施した年の翌年の1月末日までに公表するものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事件の概要
- (2) 審査の概要
- (3) 事件の終結状況
- (4) 目標の達成状況
- (5) その他会長が必要と認める事項

3 第1項の公表は、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例

平成14年3月29日
鳥取県条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。）について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(紛争の自主的解決)

第2条 個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならない。

(労働者、事業主等に対する情報提供等)

第3条 知事は、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(あっせん)

第4条 知事は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下この条及び第6条において同じ。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。

- (1) 県外の事業所における労働関係に係るもの
- (2) 訴えの提起がなされているもの又は判決が確定し、裁判上の和解が調い、若しくは訴えに係る請求の放棄若しくは認諾がなされたもの
- (3) 民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第14条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの
- (5) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）による解決の援

助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言若しくは指導がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第6条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法によるあっせんが成立したもの

(6) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等に係る法令違反があるとして労働者から申告がされたものであって労働基準監督署長その他の行政官庁による助言、指導、処分等がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの

(7) 労働審判法（平成16年法律第45号）による労働審判手続の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの若しくは同法による労働審判が行われたもの

(8) その他紛争の実情があっせんに適さず、又はあっせんの必要がないと認められるもの

3 事業主は、労働者が第1項の申請を行ったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（あっせん員候補者）

第5条 知事は、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を個別労働関係紛争あっせん員候補者として委嘱する。

（あっせん員の指名）

第6条 知事は、第4条第1項のあっせんを、前条の規定により委嘱された者のうちからあっせんの申請に係る個別労働関係紛争（以下「事件」という。）ごとに指名する個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）に行わせるものとする。

2 知事は、前項のあっせん員の指名に当たっては、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者としてそれぞれ1人を指名するものとする。ただし、事件の処理に關し必要があると認めるときは、指名するあっせん員の数を増員することができる。この場合において、使用者を代表する者として指名する者と労働者を代表する者として指名する者は、同数でなければならない。

（あっせんの方法）

第7条 あっせん員は、紛争当事者間をあっせんし、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が迅速に解決されるように努めなければならない。

2 あっせん員は、紛争当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取し、又はこれらの者から意見書の提出を求め、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを紛争当事者に提示することができる。

3 前項のあっせん案の作成は、あっせん員の全員一致をもって行うものとする。

（あっせんの打切り）

第8条 あっせん員は、事件があっせんによっては解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

（秘密を守る義務）

第9条 あっせん員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も同様とする。

(適用除外)

第10条 この条例は、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であって地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第6条中知事等の退職手当に関する条例第7条第1項の改正(同条を第6条とする改正及び「又は同項に規定する企業職員等」を「、同項に規定する企業職員等又は同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」に改める部分を除く。)及び第11条中鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第1項の改正は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則

平成14年3月29日

鳥取県規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により同項のあっせん（以下「あっせん」という。）の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「あっせん申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、同項に規定する紛争当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方によるあっせんの申請は、連名により行わなければならない。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (3) 紛争当事者的一方によりあっせんの申請をする場合には、他の方の紛争当事者（以下「被申請者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (4) 関係事業所の名称、所在地、従業員数及び事業の種類
- (5) あっせんを求める事項及びその理由
- (6) 紛争の経過及び紛争当事者の主張
- (7) 条例第4条第2項各号のいずれにも該当しない旨

(あっせん員候補者名簿)

第3条 知事は、条例第5条の個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下この項において「あっせん員候補者」という。）の委嘱をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載したあっせん員候補者名簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) あっせん員候補者の氏名及び職業
- (2) あっせん員候補者の経歴
- (3) あっせん員候補者を委嘱した年月日

2 知事は、前項の記載事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該記載事項を変更するものとする。

(あっせんの開始等)

第4条 知事は、あっせんを行うときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その旨、条例第6条第1項の個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）の氏名その他必要な事項を通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、当該事件（条例第6条第1項に規定する事件をいう。）

以下同じ。) の事実の調査を職員に行わせることができる。

- 3 知事は、条例第4条第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたときは、申請者に對し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あっせんの期日等)

第5条 あっせん員は、あっせんの期日及び場所を定めて紛争当事者に通知するものとする。

- 2 前項の規定によりあっせんの期日を指定された紛争当事者は、あらかじめあっせん員の許可を受けて、補佐人を伴って出席し、補佐人に意見の陳述の補佐をさせることができる。
- 3 紛争当事者は、あっせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、あっせん員に提出し、許可を受けなければならない。

(あっせん案の受諾)

第6条 あっせん員は、紛争当事者の双方が条例第7条第2項のあっせん案を受諾したときは、当該あっせん案に署名又は記名押印をするものとする。この場合において、紛争当事者も当該あっせん案に署名又は記名押印をするものとする。

(あっせんの打切り)

第7条 あっせん員は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定に基づき、あっせんを打ち切ることができる。

- (1) 第4条第1項の通知を受けた被申請者が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。
- (2) 条例第7条第2項の規定に基づき提示されたあっせん案について、紛争当事者の一方又は双方が受諾しないとき。
- (3) 紛争当事者の一方又は双方があっせんの打切りを申し出たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、あっせんによっては事件の解決の見込みがないと認めるとき。
- 2 あっせん員は、条例第8条の規定によりあっせんを打ち切ったときは、紛争当事者に對し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あっせんの取下げ等)

第8条 申請者は、事件が解決し、又はあっせんが打ち切られるまでは、いつでもあっせんを求める事項の全部若しくは一部を取り下げ、又は変更し、若しくは追加することができる。

- 2 知事は、前項の取下げ又は変更若しくは追加があったときは、被申請者に對し、遅滞なくその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の取下げがあったときは、あっせんは、取り下げられた事項について終了する。

(知事への報告)

第9条 あっせん員は、あっせんを求める事項の全部が取り下げられ、事件が解決し、又はあっせんを打ち切ったときは、その経過及び結果を知事に報告しなければならない。

(あっせん手続の非公開)

第10条 あっせん員が行うあっせんの手続は、公開しないものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、あっせんに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月28日から施行する。

個別労働関係紛争のあっせんの手続に関する実施要領

平成14年3月28日

第875回定例総会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、あっせんの手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申請)

第2条 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定するあっせんの申請は、労働委員会事務局で行うことができるものとする。

2 規則第2条のあっせん申請書は、様式第1号のとおりとする。

(担当職員)

第3条 会長は、条例第4条第1項に規定するあっせんの申請があったときは、速やかに当該事件を担当する事務局職員（以下「担当職員」という。）を指名するものとする。

(開始及び不開始の通知)

第4条 規則第4条第1項のあっせんの開始の通知は申請者に対しては様式第2号により、被申請者に対しては様式第3号により、同条第3項のあっせんの不開始の通知は様式第4号により行うものとする。

(あっせん員の指名)

第5条 会長は、条例第6条第2項の規定によりあっせん員を指名する場合において、事件の適正な解決のため、紛争当事者の要望等諸般の事情を考慮するものとする。

(調査)

第6条 会長は、あっせんを開始する場合には、原則として、規則第4条第2項の規定により速やかに担当職員に担当事件の調査を行わせるものとする。

(あっせんの実施)

第7条 あっせん員は、規則第5条第1項によりあっせんの期日及び場所を定めるにあたって、紛争当事者の要望等を考慮するものとする。

2 規則第5条第1項のあっせんの期日等の通知は、様式第5号により行うものとする。

(補佐人及び代理人の許可等)

第8条 規則第5条第2項の補佐人の許可及び同条第3項の代理人の許可（以下この条において「許可」という。）の申請書は様式第6号のとおりとし、同条同項の代理権授与の事実を証明する書面の様式は様式第7号のとおりとする。

2 許可は、あっせん員の全員一致によるものとする。

3 あっせん員は、許可をした場合であっても、あっせんに支障があると多数決で認めたとき

は、その許可の全部又は一部を取り消すことができる。

4 許可及び不許可の通知は様式第8号により、許可の取消しの通知は様式第9号により行うものとする。

(あっせん案の受諾)

第9条 規則第6条のあっせん案を受諾したときの署名又は記名押印は、別記様式第10号により行うものとする。

(あっせんの打切り)

第10条 あっせん員は、事件の解決に努めたにもかかわらず規則第7条第1項各号のいずれかに該当すると全員一致で認めたときは、あっせんを打ち切ることができるものとする。

2 規則第7条第2項のあっせんの打切りの通知は、様式第11号により行うものとする。

(あっせんの取下げ等)

第11条 規則第8条第1項のあっせんを求める事項の取り下げ又は変更若しくは追加の申請書は、様式第12号のとおりとする。

2 規則第8条第2項のあっせんを求める事項の取り下げ又は変更若しくは追加の通知は、様式第13号により行うものとする。

(会長への報告)

第12条 規則第9条のあっせんの経過及び結果の報告は、様式第14号により行うものとする。

(総会への報告)

第13条 会長は、あっせん事件の取扱い状況について、そのつど、様式第15号により総会に報告するものとする。

(知事への報告)

第14条 会長は、必要に応じ、あっせん事件の取扱い状況について知事に報告するものとする。

附 則（平成14年3月28日 第875回定例総会決定）

(施行期日)

第1条 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(補助執行)

第2条 第2条第1項の適用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2に規定する協議により、知事から労働委員会になされた補助執行とする。

附 則（平成14年8月29日 第883回定例総会決定）

この要領は、平成14年8月29日から施行する。

附 則（平成16年12月9日 第928回定例総会決定）

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を
労働委員会に委任する規則

平成14年3月29日
鳥取県規則第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）の規定による知事の権限に属する事務のうち、同条例第4条第1項のあっせんに関する事務（同規則第2条の規定によるあっせん申請書の受理に関する事務を除く。）を鳥取県労働委員会に委任する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

知事の権限に属する事務（あっせん申請書の受理）の補助執行について

労第3305号

平成14年3月22日

鳥取県地方労働委員会

会長 太田 正志 様

鳥取県知事 片山 善博

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について(協議)

平成14年4月1日付で「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」を施行することとしておりますが、このうち、あっせんにかかる事務(申請書の受理に関する事務を除く)を、下記のとおり貴委員会に委任し、申請書の受理に関する事務の一部を、貴委員会の職員に補助執行していただくこととしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

1 委任事項

「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」第4条第1項（あつせん申請書の受理に関する事務を除く）及び第2項並びに第5条から第8条までの規定による事務

2 補助執行事項

鳥取県地方労働委員会に直接提出された申請書の受理に関する事務

3 委任開始期日 平成14年4月1日

4 理由

地方労働委員会の労使紛争処理のノウハウと調整機能を活用するため。

鳥労委第121号

平成14年3月28日

鳥取県知事 片山 善博 様

鳥取県地方労働委員会

会長 太田 正志

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について(回答)

平成14年3月22日付労第3305号で協議のあったことについては、同意します。

知事の権限に属する事務（労働相談）の補助執行について

第200400023551号
平成17年3月28日

鳥取県労働委員会
会長 太田 正志 様

鳥取県知事 片山 善博

知事の権限に属する事務の補助執行について(協議)

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行については、平成14年3月28日付鳥労委第1
21号で同意いただいているところですが、これに加え、下記の事務の一部を貴委員会の職員に
補助執行していただくことにしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

1 補助執行事項

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第3条に規定する労働関係に関する事項
(労働者の募集及び採用に関する事項を除く。)についての相談

2 補助執行開始期日 平成17年4月1日

3 理由

労働委員会の労使紛争処理のノウハウと調整機能を活用するため。

第200400027937号
平成17年3月28日

鳥取県知事 片山 善博 様

鳥取県労働委員会
会長 太田 正志

知事の権限に属する事務の補助執行について(回答)

平成17年3月28日付第200400023551号で協議のあったことについては、
協議のとおり同意します。

鳥取県労働委員会情報公開調整委員会設置要綱

平成12年3月23日

第844回定例総会決定

1 目的

鳥取県労働委員会情報公開調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、鳥取県労働委員会における情報公開に関する必要な事項についての審議、調整を行い、もって制度の適切、かつ、円滑な推進に資することを目的として設置する。

2 調整委員会の組織

- (1) 調整委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員のうちから総会において選出された各側1名の委員並びに事務局長をもって組織する。
- (2) 調整委員会に委員長を置き、前号の規定により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 委員の任期は、総会で決定する。

3 所掌事項

調整委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第9条第2項、第10条、第11条及び第12条に係る決定に関すること。
- (2) 開示・非開示の公文書の取扱いの区分の変更に関することについて検討し、総会に付議すること。
- (3) その他情報公開についての重要事項に関すること。

4 報告

委員長は、決定の経過及び審議、調整内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成12年3月23日 第844回定例総会決定）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会設置要綱（昭和63年9月22日第620回定例総会決定）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱により設置されている鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会は、本要綱により設置された委員会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱により鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会の委員に任命されている者は、本要綱により委員会の委員に任命されたものとみなす。

附 則（平成16年12月9日 第928回定例総会決定）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

鳥取県労働委員会幹事会設置要綱

平成元年4月13日
第633回定例総会決定

1 目的

鳥取県労働委員会幹事会は、鳥取県労働委員会の円滑な運営を図ることを目的として設置する。

2 幹事会の組織

- (1) 幹事会は、総会において選任された各側1名の幹事をもって組織する。
- (2) 幹事会に幹事長を置き、前号により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 幹事の任期は、総会で決定する。

3 職務内容

- (1) 各側の意見をとりまとめ、各側の連絡調整を図ること。
- (2) 総会の運営を円滑に行うため、必要に応じ、付議事項の整理、検討を行う。
- (3) あっせん員候補者の委嘱、解任に当たり、各側の意見をとりまとめること。
- (4) あっせん員の指名に当たり、会長に意見を申し出ること。
- (5) 労使の幹事委員は、不当労働行為審査に関する申合せ1の(2)の規定により審問に参与する委員を申し出ること。

4 報告

幹事長は、幹事会の決定事項及び審議内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成元年4月13日第633回定例総会決定）

この要綱は、平成元年4月13日から実施する。

附 則（平成16年12月9日 第928回定例総会決定）

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

鳥取県労働委員会あっせん員候補者に関する内規

平成元年5月11日

第635回定例総会決定

1 趣 旨

鳥取県労働委員会あっせん員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱、解任及び辞任については、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第5条の規定に定めるものほか、この内規の定めるところによる。

2 委 嘱

候補者として委嘱する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鳥取県労働委員会の委員
- (2) 公、労、使各側の幹事委員から各側の意見として申し出があり、かつ、本人が承諾した者
- (3) 鳥取県労働委員会の事務局長及び事務局次長

3 任 期

- (1) 候補者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の5の規定に基づく各期の委員の任期（以下「委員の任期」という。）ごとに委嘱するものとする。ただし、候補者としての任期の中途において、新たに候補者を委嘱する場合の当該候補者の任期は、委員の任期としての残任期間とする。
- (2) 2の(1)及び(2)の候補者にあっては、任期が満了した場合、後任の候補者が委嘱されるまでの間、引き続き候補者としての任に当たるものとする。
- (3) 2の(3)の候補者については、その職に在職する期間とする。

4 解 任

候補者が任期を満了したときは、解任となる。

5 辞任の申し出

労働関係調整法施行令第5条の規定に基づき、候補者が委員の任期中に辞任を申し出るとき及び2の(3)に掲げる職員が転出又は退職したときは、第1号様式により、辞任の申し出を行うものとする。

6 辞令書の交付

候補者を委嘱するときは第2号様式、候補者の辞任を承認するときは第3号様式に定める辞令書を交付する。

附 則

この内規は、平成元年5月11日から実施し、平成元年3月27日から適用する。

附 則（平成3年3月27日第676回臨時総会決定）

この内規は、平成3年3月27日から実施する。

附 則（平成13年4月12日第861回定例総会決定）

この内規は、平成13年4月12日から実施する。

附 則 (平成16年12月9日 第928回定例総会決定)
この内規は、平成17年1月1日から実施する。

附 則 (平成17年3月28日 第936回臨時総会決定)
この内規は、平成17年4月1日から実施する。

第1号様式（内規5関係）

あっせん員候補者辞任願	
鳥取県労働委員会	
会長	様
今回、あっせん員候補者を辞任したいので申し出ます	
平成 年 月 日	
住所	
氏名	
印	

第2号様式（内規6関係）

辞令書	
氏名	
異動種目	委嘱
異動内容	
鳥取県労働委員会あっせん員候補者に委嘱する	
任期は平成 年 月 日までとする	
平成 年 月 日	
鳥取県労働委員会	
会長 印	

(注) 事務局長及び事務局次長については、任期を記載しない。

第3号様式（内規6関係）

辞令書	
氏名	
異動種目	辞任
異動内容	
鳥取県労働委員会あっせん員候補者の辞任を承認する	
平成 年 月 日	
鳥取県労働委員会	
会長 印	

鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者に関する内規

平成14年3月28日

第875回定例総会決定

1 趣 旨

鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱、解任及び辞任については、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）第5条及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）第3条の規定に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

2 委 嘱

候補者として委嘱する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鳥取県労働委員会の委員
- (2) 公、労、使各側の幹事委員から各側の意見として申し出があり、かつ、本人が承諾した者
- (3) 鳥取県労働委員会の事務局長及び事務局次長

3 任 期

- (1) 候補者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の5の規定に基づく各期の委員の任期（以下「委員の任期」という。）ごとに委嘱するものとする。ただし、候補者としての任期の中途において、新たに候補者を委嘱する場合の当該候補者の任期は、委員の任期としての残任期間とする。
- (2) 2の(1)及び(2)の候補者にあっては、任期が満了した場合、後任の候補者が委嘱されるまでの間、引き続き候補者としての任に当たるものとする。
- (3) 2の(3)の候補者については、その職に在職する期間とする。

4 解 任

候補者が任期を満了したときは、解任となる。

5 辞任の申し出

候補者が委員の任期中に辞任を申し出るとき及び2の(3)に掲げる職員が転出又は退職したときは、第1号様式により、辞任の申し出を行うものとする。

6 辞令書の交付

候補者を委嘱するときは第2号様式、候補者の辞任を承認するときは第3号様式に定める辞令書を交付する。

附 則（平成14年3月28日第875回定例総会決定）
この内規は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平成16年12月9日第928回定例総会決定）
この内規は、平成17年1月1日から実施する。

附 則（平成17年3月28日第936回臨時総会決定）

この内規は、平成17年4月1日から実施する。

第1号様式（内規5関係）

個別労働関係紛争あっせん員候補者辞任願	
鳥取県労働委員会	
会長	様
今回、個別労働関係紛争あっせん員候補者を辞任したいので申し出ます	
平成 年 月 日	
住所	
氏名	印

第2号様式（内規6関係）

辞 令 書	
氏 名	
異動種目	委 嘴
異動内容	
個別労働関係紛争あっせん員候補者に委嘱する	
任期は平成 年 月 日までとする	
平成 年 月 日	
鳥取県労働委員会	
会長	印

（注） 事務局長及び事務局次長については、任期を記載しない。

第3号様式（内規6関係）

辞 令 書	
氏 名	
異動種目	辞 任
異動内容	
個別労働関係紛争あっせん員候補者の辞任を承認する	
平成 年 月 日	
鳥取県労働委員会	
会長	印

不当労働行為審査に関する申合せ

平成17年3月24日

第934回定例総会決定

不当労働行為事件の審査を迅速・的確に進めるため、次のとおり申し合わせる。

1 申立て

- (1) 会長は、申立てが却下事由又は管轄違いの事由に明白に該当しない場合、すみやかに審査委員を選任するとともに担当職員を指名し、直ちに調査開始の手続を行う。
- (2) 会長は、申立書を受け付けたときは、直ちにこの旨を労使の幹事委員に連絡し、調査及び審問に参与する委員の申し出を求める。

2 公益委員の除斥・忌避・回避

- (1) 会長は、除斥又は忌避の申立てがあったときは、公益委員会議を招集し、これについての決定をすみやかに行うものとする。
- (2) 審査委員（長）は、除斥又は忌避の申立てが次に掲げる場合は、公益委員会議の決定によることなく当該申立てを却下することができる。
ア 同一の公益委員について既に同一の理由で除斥又は忌避の申立てがなされ、理由がない旨の決定がなされているにもかかわらず、重ねて除斥又は忌避の申立てがなされた場合
- (3) 会長は、公益委員が法第27条の2第1項又は第27条の3第1項に規定する事項に該当する場合、当該委員が審査に係る職務の執行を回避することを許可するものとする。

3 調査

- (1) 審査委員（長）は、調査にあたり、参与委員の参与を求める。
また、審査委員（長）は、事務局職員に事務局調査（申立書・答弁書等の不明な点の確認、主張の聴取、証人の予定・書証の提出予定の聴取）を行わせるものとする。
- (2) 調査は、答弁書提出期日後すみやかに行うものとする。
- (3) 調査にあたっては、事務局調査の結果を踏まえ、次の事項の調査を行う。
ア 審査計画を定めるための事項
 - (ア) 当事者の主張を確認し、争点を整理する。
 - (イ) 争点ごとに証拠（人証・書証）を整理する。
 - (ウ) 証人数及び各証人についての尋問事項と尋問予定時間を明確にさせる。
 - (エ) 所要の審問回数を予定する。
- イ その他

- (ア) 和解の可能性を検討する。
 - (イ) 最少限度の補佐人を決めさせる。
 - (ウ) 代理人・補佐人が複数の場合には、その主任者を決めさせる。
- (4) 調査における陳述を事実認定の基礎として用いるためには、当事者に改めて陳述の内容を書証として提出させるか、又は、陳述の結果を記録した調書の写しを書証として提出させるものとする。
- (5) 審査計画書の作成に当たっては、全労委の審査促進等実行委員会が提示した「審査計画モデルの作成について」で示された審査計画モデル（A～Cタイプ）のうちBタイプを基本として作成するものとする。
なお、事案の性質によっては審査委員（長）の判断により、Bタイプ以外の審査計画書を作成することができるものとする。
- (6) 審査委員は参与委員と協議の上、審査計画書を作成するものとする。
- (7) 審査計画書への記名は、審査委員及び参与委員とする。
- (8) 審査計画書の作成に当たっては、あらかじめ案を当事者に提示し、意見を聴取するものとする。
- (9) 審査計画書は、当事者に交付するものとする。
- (10) 審査計画を変更する必要が生じた場合には、当事者双方の意見を聴いて変更する。

4 審 問

- (1) 審査委員は、審問開始に先立って参与委員との打合せを行う。
- (2) 審問は、少なくとも月1回以上として、集中的、継続的に行うものとする。
- (3) 審査計画で設定した期日は、相当の理由がない限り、変更しないものとする。
- (4) 関連する事件が裁判所に係属する場合でも、前項の期日による。
- (5) 審問期日に当事者いずれか一方が出席しない場合、又は、退席した場合も審査委員（長）がやむを得ない事情があると認めたときを除いて、審問を行うことができる。

5 宣 誓

- (1) 審査委員（長）は、証人等に宣誓させる際には傍聴人を含む審問廷内の全員に起立を促すものとする。
- (2) 証人等が、宣誓書へ署名押印する際に印鑑を所持・携帯していない場合には、事務局職員がその旨を調書に記載するものとする。
- (3) 審査委員（長）は、証人等が法令に規定する正当な事由なく宣誓を拒否した場合、事務局職員にその旨を審問調書に記載させ、罰則を教示した上で尋問を行わせるものとする。

6 証人等調べ

- (1) 証人等尋問は、原則として同一期日に当該証人等に対して主尋問、反対尋問を行うものとする。
- (2) 審査委員（長）は、証人等に対して、尋問事項についてのみ簡潔に陳述するように注意する。
- (3) 主尋問・反対尋問は、それぞれ証人等尋問申請書記載事項の範囲内又は主尋問の範囲内に限定する。
- (4) 審査委員（長）は、陳述又は尋問が、既に行われた陳述又は尋問と重複するとき、争点に関係のない事項にわたるとき、その他適当でないと認めるときは、これを制限する。
- (5) 複数の代理人・補佐人を許可した場合の証人等尋問は、原則として、その主任者が行う。
- (6) 1回の審問において、2人以上の証人尋問を行う場合は、後に証言する証人は、原則として同席させない。ただし、証人が代理人・補佐人のときで、相手方の同意を得た場合は、この限りではない。
- (7) 同一の尋問事項については、複数の証人に対して同時に尋問することができる。

7 証人等出頭命令

- (1) 証人等出頭命令による証拠調べは、次に掲げる場合に、公益委員会議の決定により行うものとする。
ア 審査委員（長）が、証人等の陳述が不当労働行為の成否の判断に必要であると認め陳述を求めたにもかかわらず、これを拒否した場合
- (2) 証人等出頭命令をしようとする場合には、参与委員の意見を求めるものとする。

8 物件提出命令

- (1) 物件提出命令による証拠調べは、次に掲げる場合に、公益委員会議の決定により行うものとする。
ア 複数の人証や間接的な物証で代替することにより、事実の認定が迅速又は的確に行えないおそれがある場合
イ 物証が確保できず、事実の認定が行えないおそれがある場合
- (2) 物件提出命令をしようとする場合には、参与委員の意見を求めるものとする。

9 審問廷の秩序維持

- (1) 審査委員（長）は、公正迅速な審査を行うため、参与委員の協力を得て、審問廷の秩序維持を図る。
- (2) 審査委員（長）は、当事者、傍聴人らに喧騒にわたる行為等公正迅速な審査を阻害す

ると認められる行為があるときは注意を与え、これに従わないときは退席を命じることができる。

なお、審査委員（長）は、審問の続行が不適当であると判断した場合は、審問を中断又は中止することができる。

- (3) 審問廷におけるはち巻、たすき、ゼッケンの着用及び旗の持ち込みその他、審査委員（長）が示威的と認める行為を禁止するものとする。
- (4) 審問中における当事者、傍聴人等による審問廷の写真撮影（ビデオによる撮影等を含む。）及び録音機器の使用は禁止する。
- (5) 傍聴人の数は、審問廷の広狭により制限することができる。

10 合議

- (1) 第1回の合議は、結審後3週間以内に行うよう努める。
- (2) 第1回の合議に先立って、参与委員の出席を求め、その意見を聞かなければならない。

11 和解

審査委員（長）は、参与委員と連絡を密にして、適當と認めたときはいつでも当事者に對し和解を試みることができる。

12 7条2号事件に関する取扱い

団交拒否事件については、すみやかに結審するよう努めるものとする。

13 審査の実効確保の措置

当事者から審査の実効確保の措置の申立てがあったときは、審査委員（長）は、すみやかに調査を実施し、参与委員の参与を得て必要な措置をとるものとする。

附 則（昭和56年第474回定例総会決定）

- 1 この申合せは、昭和56年2月26日から実施する。
- 2 昭和43年11月28日鳥取地労委総会で決定した「不当労働行為事件の審査促進について」は、廃止する。

附 則

- 1 この申合せは、平成17年3月24日から実施する。
- 2 昭和56年2月26日鳥取地労委総会で決定した「不当労働行為審査に関する申合せ」は、廃止する。

8 審査業務改善委員会報告書（抄）（平成19年6月）

はじめに

- 1 不当労働行為審査制度について、審査の迅速化及び的確化を図るため、審査手続及び審査体制を整備する等所要の改正を行うための労働組合法の一部を改正する法律（平成16年法律第140号）が平成16年11月17日に公布され、17年1月1日から施行された。これにより、審査計画の作成、証拠調べ、和解、審査の目標期間の設定と公表、訴訟における証拠の申出制限等に関する規定の整備が図られた。
- 2 このような中で、平成17年11月に開催された第60回全国労働委員会連絡協議会（以下「全労委」という。）総会後の同年度第1回運営委員会において、同運営委員会の小委員会として「審査業務改善委員会」（以下「当委員会」という。）を設置し、改正労組法の運用に関する問題等について検討することが決定された。当委員会の構成は、委員名簿のとおりであり、設置期間は原則として2年間とされている。
- 3 当委員会は、平成18年5月に第1回会合を開催し、上記の任務を踏まえ、①「審査の目標期間の設定とその達成方策」、②「計画的な審査を実現するための審査計画の運用」、③「迅速かつ的確な事実認定のための証拠調べの手続」、④「和解の活用と参与委員の役割」、⑤「その他」を具体的な検討事項として決定し、以降、計8回の会合を重ねてきた。また、その過程において、改正労組法の運用に関する実情把握のため、同年12月にすべての都道府県労働委員会（以下「都道府県労委」という。）に対するアンケート調査を、平成19年3月にすべての都道府県労委の事務局に対する同アンケート調査の補充調査を実施したほか、同年2月に4都道府県労委の事務局からのヒアリングを実施した。
- 4 これらの作業を踏まえ、今般、当委員会では、改正労組法の運用に関する問題等の検討結果について取りまとめ、全労委運営委員会に報告することとした。

本報告書の構成であるが、まず、事件処理の状況等労働委員会における不当労働行為申立事件に係る事件の係属状況及び処理状況について概観し（第1）、審査の目標期間の設定とその達成方策（第2）、計画的な審査を実現するための調査及び審査計画の運用（第3）、迅速かつ的確な事実認定のための証拠調べの手續（第4）、和解の活用と参与委員の役割（第5）、その他（第6）の項目ごとに、上記のアンケート、補充調査、ヒアリング等の結果を活用しつつ現状把握を行った上で、現状についての分析及び課題の検討を行い、最後に、総括的な整理を行っている（おわりに）。なお、主として再審査事件を取り扱う中央労働委員会（以下「中労委」という。）における状況については、必要に応じて適宜記載することとした。

また、上記のアンケート等において審査の迅速化・的確化等に向けて、都道府県労委が独自の取組みをしている多数の実例を把握することができたため、今後の労働委員会における審査業務の改善に資するとともに、今後における標準的な審査実務資料の作成にも活用し得るよう、できる限りの紹介に努めた。

第1 事件処理等の状況

1 現 状

(1) 事件の取扱状況

初審事件（都道府県労委）の取扱状況をみると、平成12年以降は終結件数が新規申立件数を上回っており、平成18年には、それぞれ、355件、329件となっている。また、前年からの繰越件数についても、平成13年以降減少傾向が続き、平成18年には645件となっている。

一方、再審査事件については、改正労組法が施行された平成17年以降、終結件数は大幅に増加し、過去最高の水準となっている。

(表1)

【表1：事件の取扱状況（件）】

平成	初審（都道府県労委）				再審査			
	取扱件数			終結 件数	取扱件数			終結 件数
	前年繰越	新規申立	計		前年繰越	新規申立	計	
7年	1,034	313	1,347	292	259	53	312	47
8年	1,055	327	1,382	306	265	50	315	41
9年	1,076	332	1,408	387	274	52	326	45
10年	1,021	354	1,375	353	281	51	332	55
11年	1,022	405	1,427	358	277	51	328	57
12年	1,069	384	1,453	392	271	64	335	56
13年	1,061	341	1,402	521	279	64	343	64
14年	881	393	1,274	419	279	66	345	83
15年	855	363	1,218	396	262	65	327	57
16年	822	311	1,133	375	270	83	353	72
17年	758	294	1,052	407	281	90	371	122
18年	645	329	974	355	249	77	326	148

（注）出典：労働委員会年報

なお、各都道府県労委の中で、平成18年の不当労働行為事件の新規申立件数が0～1件のものは22労委、そのうち平成17年、18年と2年連続で0～1件のものは14労委である。

(2) 事件の係属の状況

平成18年12月31日現在で、申立て後2年以上係属している事件及びこれら事件を抱える都道府県労委は、平成14年末現在調査（全労委「審査業務改善等フォローアップ小委員会報告書」（平成15年9月））に比して全般に減少しており、大多数の都道府県労委では、これら事件は、かなり減少している。

また、結審後6か月以上係属している事件及びこれら事件を抱える都道府県労委は、大幅に減少している。

【表2：係属事件の係属期間別の分布（都道府県労委）】

申立後の係属期間	今回調査（平成18年末）	平成14年末現在調査
1年未満	29労委 234件	29労委 281件
1年以上1年6か月未満 1年6か月以上2年未満	11労委 52件 9労委 42件 } 94件	14労委 21労委 112件
2年以上3年未満	7労委 37件	12労委 68件
3年以上5年未満	6労委 69件	10労委 73件
5年以上	5労委 154件 (12件)	13労委 177件 (66件)
係属事件計 (うち) 2年以上 3年以上	31労委 588件 9労委 260件 (37件) 8労委 223件 (27件)	33労委 711件 18労委 318件 (134件) 15労委 250件 (95件)

(注1) 地公労法関係事件を除く民間企業関係事件の状況である。

(注2) 「係属事件計」欄の都道府県労委数及び事件数は、累計である。

(注3) () 内は、東京都労働委員会を除いた数である。

【表3：結審事件の結審後の経過日数（都道府県労委）】

結審後の経過日数	今回調査（平成18年末）	平成14年末現在調査
6か月未満	12労委 43件	9労委 40件
6か月以上1年未満	2労委 3件	8労委 56件
1年以上1年6か月未満 1年6か月以上2年未満	1労委 1件 0労委 0件 } 1件	1労委 10件
2年以上	1労委 4件 (0件)	4労委 26件 (8件)
結審事件計 (うち) 6か月以上 1年以上	12労委 51件 2労委 8件 (1件) 1労委 5件 (0件)	6労委 132件 10労委 92件 (63件) 5労委 36件 (13件)

(注) 表2の注1～注3に同じ。

(3) 命令、和解等の状況

都道府県労委における改正労組法施行後の平成17年及び18年における事件の終結

件数は、平均すれば、改正労組法施行前の状況とおおむね同程度である。これらに係る命令・決定と和解との比率についても、同様である。

また、改正労組法施行後の命令・決定により終結した事件のうち、審査計画の作成されたものは5分の1強程度である。

【表4：不当労働行為審査事件の終結状況（都道府県労委、件）】

命令・決定	和解			取下げ	終結
	関与	無関与	計		
平成17年	134 (10)	175 (19)	35 (0)	210 (19)	63 (5)
平成18年	108 (43)	153 (36)	30 (4)	183 (40)	64 (6)
計	242 (53)	328 (55)	65 (4)	393 (59)	127 (11)
7～16年	115	149	58	207	59
					380

(注1) 「7～16年」は、平成7～16年（改正労組法施行前10年間）の平均である。（出典：労働委員会年報）

(注2) ()内は、審査計画が作成された件数で、各件数の内数である。

(注3) 「終結」欄には、「移送」（平成8年1件）を含む。

2 現状の分析及び課題

都道府県労委における不当労働行為審査事件の取扱状況については、平成13年以降、終結件数が新規申立件数を上回る状況が続き、平成18年の取扱件数は、1,000件を下回った。

申立て後長期間係属している事件の件数及びそれら事件を抱える都道府県労委は、ともに全般的に減少している。特に、結審後6か月以上係属している事件及びそれら事件を抱える都道府県労委は、大幅に減少している。

これらのことから、都道府県労委における努力、平成10年度以降の全労委における累次の運営委員会小委員会などを通じた取組みと、改正労組法による審査計画制度の下での計画的進行や命令書交付予定時期の明確化などの審査業務の迅速化・的確化への取組みが相まって、全体としての事件処理の迅速化が進んでいるとみることができる。

第2 審査期間の目標の設定とその達成方策

1 現 状

(1) 改正労組法の概要

改正労組法においては、各労働委員会は、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとされた（第27条の18）。

(2) 審査期間の目標等の設定状況、目標の達成の有無をみる指標等

ア アンケートによれば、標準的な事件の審査期間の目標は、「1年6か月程度」とする都道府県労委が過半数（26労委）であるが、「1年以下」とする都道府県労委も少なくない（15労委）。単純な団交拒否事件等について早期終結を定めている都道

府県労委（8労委）、複雑な事件等について例外を定めている都道府県労委（2労委）もある。

また、目標期間の達成の有無をみる指標としては、「個々の事件ごとにクリアしたかどうかを評価」（37労委）、「平均処理日数」（23労委）が多く、両者（及び他の指標）を併用している都道府県労委も少なくない（14労委）。

イ 中労委における審査期間の目標は、要旨、次のとおりである。

- ① 新規申立事件については、当面1年6か月以内のできるだけ短い期間内に終結させること。
- ② 申立てから1年6か月以上係属している事件（滞留事件）の数を、平成19年末までに平成17年初（205件）から半減させること。

（3）審査期間の目標の達成状況、運用上の問題点等

ア 平成17年、18年を通じて目標を完全に達成したのは、21労委である。

また、目標を完全に達成できなかった理由や目標の運用上の問題点としては、「長期係属案件を処理したため」、「和解を試みたため」などを挙げるものが多い。

イ 目標の達成を困難にする事情への対応としては、「特殊なケースについては目標期間の達成状況の判断に含めないこととする」、「複雑な事件等については、事案に応じた審査期間の設定を行うなど審査計画作成時に柔軟な対応が必要」なことなどが挙げられている。（同6頁（自由記載））

ウ 中労委における上記（2）イの審査目標の達成状況（平成18年末現在）は、概略、次のとおりである。

- ① 平成17年1月1日以降の新規申立事件のうち、平成18年末までに申立てから1年6か月を経過した事件48件中、1年6か月以内に終結したものは29件（全体の60.4%）であった。
- ② 滞留事件数は、平成18年末現在で105件となった。

2 現状の分析及び課題

（1）半数近くの都道府県労委において平成17年、18年を通じて当該目標を達成していること及び上記第1でみたように、平成14年末から平成18年末の間で申立て後長期間係属している事件の件数等が減少していることからすると、審査期間は、着実に短縮されつつある。これについては、改正労組法において新設された審査期間の目標制度が、その達成に向けた積極的な取組みについての労働委員会内の意識を喚起し、迅速化に向けた取組みを後押しする上で大きな役割を果たしているとみることができる。

（2）一方で、不当労働行為審査制度は、本来、不当労働行為からの救済のための簡易迅速な手続として設けられたものであり、また、近年、司法機関においても審理の迅速化が進んでいること（「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」（平成17年7月、最高裁判所）によれば、労働関係訴訟（民事）の平均審理期間は、平成9年の15.6月から、平成16年には11.5月になっている。）にもかんがみれば、審査期間の目標については、今後、それぞれの労働委員会の実情を踏まえつつ、更なる短縮が図るべきであろう。

なお、将来にわたる労使関係の安定を図ることは労働委員会の重要な使命であり、和解のためにある程度時間をかけざるを得ない事件も存することにかんがみれば、審査期間の目標や当該目標の達成の有無をみる指標を設定する上で、それぞれの労働委員会に係属する事件の特性等も踏まえた工夫が求められる。

第3 計画的な審査を実現するための調査及び審査計画の運用

1 現 状

(1) 調 査

ア 審査委員及び参与委員の調査への関与の度合い

審査委員については、第1回目の調査（注）から参加するとする都道府県労委が過半数（27労委）を占める。一方、参与委員については、常に、審査委員と同じ回から調査に参加するとする都道府県労委が大多数（46労委）を占める。

また、今般の労組法改正の前後における審査委員、参与委員、事務局の調査段階における関わり方の変化については、「特に変化はない（25労委）」、無回答（6労委）とする都道府県労委が過半数であるが、「委員と事務局の打合せの機会や時間が増えた（3労委）」、「事務局調査（注）を実施するようになった（3労委）」等13労委が何らかの変化を指摘している。

なお、補充調査によれば、事務局調査を実施しているのは26労委、そのうち、事務局調査を労組法上の調査として実施しているのは11労委である。

（注）ここにいう「調査」及び「事務局調査」には、改正労組法第27条第1項に規定する「調査」と位置付けられていないものが含まれる。

イ 調査段階において工夫を要する場合、講じた工夫

調査段階において工夫を要する場合等としては、約半数の都道府県労委が①「主張や争点の整理・明確化（23労委）」を挙げており、②「手続に不慣れな当事者が代理人を立てない場合（7労委）」、③「和解の可能性の模索（7労委）」などを挙げる都道府県労委も多い。

① 主張や争点の整理・明確化のための工夫として、「調査段階からの求釈明による基本的書証の早期提出の促進」、「事務局や委員による現地調査」などが挙げられている。

② 手續に不慣れな当事者が代理人を立てない場合の工夫として、「調査期日に求めた口頭回答を文書化させて主張の整理」、「審査委員が求釈明事項の書面を当事者に配付して説明し、書面提出を指示する等による積極的な求釈明」などが挙げられている。

③ 和解の可能性の模索のための工夫として、「調査段階から和解勧試」、「事務局調査であらかじめ事件のポイントを整理」などが挙げられている。

ウ 調査回数、期間等の変化

調査の回数については、「増えた」、「変化なし」とする都道府県労委がほぼ半数ずつ（各22労委）であり、調査1回当たりの時間、調査の間隔は、「変化なし」とする都道府県労委が大多数（それぞれ38労委、41労委）である。また、これら傾向については、都道府県労委の新規申立件数の多寡による顕著な差はみられない。

(2) 審査計画

ア 改正労組法の概要

改正労組法においては、労働委員会は、審問の開始前に、当事者双方の意見を聴いて、調査を行う手続において整理された争点及び証拠、審問の回数、救済命令等の交付予定期限等を記載した審査の計画を定めなければならないこととされた（第27条の6第1項、第2項）。

イ 審査計画の事項

審査計画に一般的に記載する事項は、全労委「審査促進等実行委員会（実務第一作業部会）報告書」（平成17年6月）で提示された審査計画モデル（A～Cタイプ）のうちいずれを採用しているかにかかわらず、「提出予定の人証・書証」、「審問期日」、「証人名」及び「尋問予定時間」については、一般的に審査計画に記載すると

する都道府県労委が大多数である。

ウ 審査計画の作成手続

審査計画の作成の際の当事者の意見聴取を行う時期は、「審査計画案の作成後、審査計画の確定前」とする都道府県労委が大多数（37労委）である。また、審査計画作成に当たっての参与委員の関与については、大多数の都道府県労委で「常に（38労委）」又は「必要に応じ（8労委）」参与委員に意見を求めており、さらに、作成した審査計画はすべての都道府県労委で参与委員に説明又は提示がなされている。

なお、当事者の意見聴取のみのための期日設定は、「一般的には、無」とする都道府県労委が大多数（37労委）である。

エ 審査計画の変更

審査計画の変更を行ったことがあるのは、7労委であり、審査計画変更の理由は、「事件の併合（2労委）」、「審問終了後の和解期日の設定（2労委）」、「審査計画作成後の証人の増減（4労委）」などである。

オ 当事者の協力

審査計画に基づく審査の遂行についての当事者の協力については、「総じて協力的である」、「今のところ、どちらともいえない（事件数が少ない等の理由による。）」が、それぞれほぼ半数である。

カ 審査計画の効果

審査の迅速化・的確化を図る上で審査計画の効果については、「効果がみられる」、「今のところ、どちらともいえない（事件数が少ない等の理由による。）」が、それぞれ、約半数であるが、新規申立件数が多い都道府県労委では、おおむね「効果がみられる」としている。効果の内容としては、「命令交付の予定時期の明確化（24労委）」、「同一期日での複数の証人尋問や主尋問及び反対尋問の実施（19労委）」、「人証、書証の数の絞込み（17労委）」が多い。

また、「事件をいったん長期に係属させてしまうと、その事件の処理は非常に困難になる。審査計画には事件の長期化への一定の歯止め効果があることが、今回の法改正による最大のメリットではないか。」とする都道府県労委もあった。

キ 運用上の課題等

審査計画の運用上の課題としては、「審査計画策定期段階での証人の絞込み」（2労委）、「審査計画への争点の書きぶり（概括的な記載にとどめるか否か）」（4労委）、「事情変更等に応じた計画変更など個々の事案に応じた柔軟な対応が必要」なこと（2労委）などが挙げられている。

2 現状の分析及び課題

- (1) 審査計画については、多くの場合、労使の参与委員も関与する中で作成が進められており、このことは、計画の実効ある推進等を図る上で有益なものと言える。
- (2) 審査計画を作成する効果についてみれば、争点や人証・書証の整理を的確に行うため、調査段階における所要期間が増加した都道府県労委もあるが、審問から命令交付までの期間の審査は、おおむね効率的になっていることが確認された。

一方、申立てから終結までの審査期間全体については、必ずしもすべての都道府県労委で期間の短縮が確認できるものではないが、これは、今般の調査時点では、審査計画の策定期間とならない法施行前の申立てに係る事件がまだ多数残っており、改正労組法施行後終結した命令・決定事件のうち、審査計画の作成されたものは5分の1強程度であったことによる。したがって、改正労組法の施行前の事件の比重が相対的に低下していく今後においては、審査計画の作成による効果がより明確に現れてくるものと考えられる。

(3) また、審査計画において争点や人証・書証を整理し、同計画に基づいて審問を実施することについては、現状においては、おおむね当事者双方の理解が得られていることも明らかとなった。

なお、審査計画の作成については、当初、和解の成立に影響を及ぼすような運用がなされるのではないかとの懸念も一部にあったが、そのような状況は特に見受けられず、改正労組法の施行の前後において終結事案に占める命令・決定と和解の比率を見ても、大きな変化はみられない。

(4) 今後においては、調査段階での争点の整理や証拠の整理（人証・書証の絞込み）をより丁寧に行うこと、主尋問と反対尋問とを同一期日に行うことなど証人調べの期日を適切に設定するように努めることにより、審問以降の審査期間を一層短縮することが課題であり、そのような場合には、当事者の説得等の面で参与委員の役割が重要である。また、争点及び証拠を明確に整理する上では、主張や証拠が適切かつ適時に出されることが必要であり、そのための当事者の理解と協力を促すことが、従前にも増して重要である。

(5) これらに関連して、事務局調査は、当事者の主張や争点をあらかじめ整理することにより、当事者や審査委員における認識の共通化と、委員調査の効率的・的確な実施に寄与しており、このほか、労使の参与委員があらかじめ申立人と接触し、主張等の把握を図ることも有効と考えられる。

(6) 一方、調査段階において工夫を要する場合として、多くの都道府県労委が、法律的な手続に不慣れな当事者が代理人を立てない場合を指摘している。弁護士代理人が付かないことを労働委員会における不当労働行為審査事件の特異なパターンと考える必要はないとの見方もあるが、実務上、これによって争点整理が困難となる場合も想定されることから、このような場合における主張や争点の整理の方法を検討しておくことも有用と考えられる。

第4 迅速かつ的確な事実認定のための証拠調べの手続

1 現 状

(1) 証拠調べの在り方の変化

ア 今般の労組法改正の前後における証拠調べの在り方の変化についてみれば、「今のところ、どちらともいえない（事件数が少ない等の理由による。）」とする都道府県労委が過半数（28労委）であるが、新規申立件数が多い都道府県労委では「変化がみられる」とするものが多い。変化の内容としては、「人証、書証等の提出時期が改正前より早くなった（15労委）」、「積極的指揮による求釈明、尋問等による過不足ない人証、書証の採用（9労委）」などが挙げられている。

(2) 改正労組法による新制度等に係る運用の状況

ア 改正労組法の概要

改正労組法においては、証拠調べに関し、次のような規定等が新設された。

- ・ 証人及び当事者の陳述時の宣誓（第27条の8）
- ・ 審問廷の秩序維持（第27条の11）
- ・ 証人等出頭命令、物件提出命令（第27条の7第1項。なお、不服の申立てについて第27条の10）
- ・ 除斥・忌避（第27条の2～第27条の5）

イ 宣 誓

宣誓を行う者以外に起立させる者については、「ない（該当なし）」とする都道府県労委が過半数（26労委）であるが、「当事者」、「傍聴人」及び「上記の者以外の審問廷にいる者」はすべて起立させるとする都道府県労委も多い（12労委）。

また、宣誓時に起立しない者に対する取扱いについては、証人に関しては、「いつたん休憩、期日の延期等して、起立して宣誓を行うよう要請する」が4労委、「特に決まっていない」が12労委、「その他」が31労委であり、「直ちに、証人としての採用を取り消す」とする都道府県労委はない。当事者尋問の当事者に関しても、おおむね同様である。

なお、外国人の証人調べについては、通訳の費用の公費負担に関しては、「無（17労委）」、「未定（17労委）」等とする都道府県労委が多い。また、宣誓の方式に関しては、「未定」又は「検討中」とする都道府県労委が過半数（32労委）である。

ウ 費用弁償

当事者尋問についての都道府県独自の費用弁償制度については、大多数の都道府県労委（45労委）において存在していない。

エ 審問廷の秩序維持

審問廷の秩序維持については、申合せがされている都道府県労委が大多数（43労委）である。当事者に対する秩序維持権の発動事例（労組法改正後の事例）は、みられない。

オ 証人等出頭命令及び物件提出命令

平成17年及び18年において、都道府県労委では、証人等出頭命令については2労委で2件、物件提出命令については7労委で14件の申立てがされ、それぞれ、2労委で2件（うち認容したものは1労委で1件）、3労委で4件（同1労委で1件）の決定がされている。

中労委においては、証人等出頭命令については申立てではなく、物件提出命令については5件の申立てがされ、3件の決定（うち認容したものはない。）がされている。なお、都道府県労委及び中労委ともに、職権決定の事例はない。（労働委員会年報、平成18年については速報値。）

証人等出頭命令に係る運用上の課題等については、「特になし」、「該当事例なし」、無記入等とする都道府県労委が大多数である（39労委）。物件提出命令についても、同様である（36労委）。

これらに係る記載意見としては、「制度運用については、実例を踏まえて改善に努めていくことが必要である。」、「不服申立の審査においては、初審労働委員会の判断を尊重すべきである。」などがみられる。

カ 除斥及び忌避

平成17年及び18年において、都道府県労委及び中労委とともに、除斥の事例はない。また、都道府県労委においては、3労委で3件の忌避が申し立てられ、取下げ1件、却下2件とされている。中労委においては、1件の忌避が申し立てられ、却下されている。

2 現状の分析及び課題

- (1) 今般の労組法改正の前後における証拠調べの在り方について、新規申立件数が多い都道府県労委の多くでは、証人尋問時の陳述書の活用、補充的尋問の実施など審査委員による積極的な審査指揮、法律的な手続に不慣れな当事者に対する指導の実施等の変化がみられる。また、参与委員は、改正法施行前と同様に、調査段階から審査に関与していることが改めて確認された。
- (2) しかしながら、改正労組法の主眼である迅速かつ的確な証拠調べをより実効あるものとしていくためには、以下の点について留意することが必要と考えられる。なお、この点については、上記の「第3 計画的な審査を実現するための調査及び審査計画の運

用」に係る「現状の分析及び課題」においても一部述べた。

ア 審査計画の作成に当たっては、事件の主要な争点に係る審査委員の理解をできる限り明確に示し、審問すべき証人の範囲等を的確に絞り込むこと。そのためには、委員調査前の事務局調査の実施、参与委員による当事者への接触等により、早期に事件の争点や当事者の主張を整理することが必要である。

イ 審問期日前に証人に陳述書を提出させることにより、その主張・立証内容を明確にし、また、十分な反対尋問をする機会を相手側当事者に与えるとともに、背景事情などの主張については、証人尋間に代えて陳述書を提出させることにより証人数等を真正に必要なものに絞り込むなど、陳述書の一層の活用を図ること。なお、このような取組みは、例えば、遠隔地に居住する証人に対する主尋問と反対尋問を同一期日にまとめて行う等により関係者の負担を軽減する上でも重要である。

ウ 審問期日に審査委員が的確に審査指揮を行うことができるよう、委員及び事務局は必要となる尋問事項等をあらかじめ整理し、リスト化しておくことが有益である。

エ なお、法律的な手続に不慣れな当事者が弁護士代理人を立てない場合においては、参与委員や事務局が審問廷以外の場で当事者に対して、提出すべき書面の趣旨や記載すべき事項等について助言することが有益である。

(3) 改正労組法によって新たに設けられた証人等出頭命令、物件提出命令、除斥及び忌避などの制度については、運用の事例や運用等の経験のある労働委員会の数が調査の時点で少ないとから、なお今後、事例等の蓄積を待ち、その課題等を見極める必要がある。このほか、申請者の負担軽減という観点から、調査・審問の曜日や時間帯の工夫、離島等における現地調査などを今後考えることはできないか、との意見もあった。

第5 和解の活用と参与委員の役割

1 現 状

(1) 改正労組法の概要

改正労組法においては、和解に関し、次のような規定が新設された。

- ① 労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができること（第27条の14第1項）
- ② 労働委員会による和解の認定（同条第2項～第5項）
- ③ 調査又は審問を行う手続に参与する使用者委員及び労働者委員は、労働委員会が救済命令等を発しようとする場合は、意見を述べることができること（第27条の12第2項）

なお、①及び③については、従来、労働委員会規則において同様の趣旨が規定されていたものである。

(2) 和解の方針等

ア 当事者への和解勧試の方針については、「全事件について和解勧試を行う」とする都道府県労委が過半数（25労委）であり、その他の都道府県労委も、すべて「当事者から申し出がなくても和解勧試を行うことがある。」としている。

イ 今般の労組法改正前後における和解への指向の変化については、「今のところ、どちらともいえない（事件数が少ない等の理由による。）」とする都道府県労委が過半数（29労委）であり、「命令、和解の指向について特に変化はみられない」とする都道府県労委（16労委）と合わせると大多数（45労委）に上る。

なお、和解作業期間の一応の目途の設定については、「実施していない」とする都道府県労委が大多数（44労委）である。

(3) 和解勧試の上での課題

和解勧試の上での課題については、「特になし」、無記入等とする都道府県労委が大

多数（37労委）である。このほか、「和解のタイミング」、「和解勧試によって（又は和解勧試が不調に終わった場合に）審査期間が長引くこと」を挙げる都道府県労委もある。

(4) 参与委員の関与

和解への参与委員の関与については、「必ず参与委員の協力を求めている」が大多数（44労委）であり、「ケースにより参与委員の協力を求めている」（3労委）と合わせれば、すべての都道府県労委で参与委員の協力を求めている。

(5) 参与委員の関与に係る運用上の課題

参与委員の審査への関与に係る運用上の課題については、「特になし」、無記入等とする都道府県労委が大多数（40労委）である。

記述意見の中では、「争点整理、進行方法についての摺合せを十分行うことが業務の改善につながる。」、「事件数が少なく、参与委員としての実務経験の機会が乏しい。」などの意見がみられた。

2 現状の分析及び課題

和解勧試については、改正労組法施行前と同様に積極的に行われており、命令と和解の比率も、同法施行前とおおむね同程度となっている（第1の1の(3)参照）ことから、同法施行前に一部でいわれたような、審査が命令中心主義的になって和解が減少する等のことは生じていない。

一方で、審査の迅速化との関係において、和解勧試の開始と終了の時期の見極めについては、引き続き指摘されており、今後とも重要課題であり続けると思われる。

また、参与委員の役割についても、改正労組法施行前と同様に、調査段階から審査に関与し、審問廷で尋問を行うことを通して、和解勧試や審問における立証活動への支援など重要な役割を果たしていることが明らかとなった。

今後は、全労委「審査促進等実行委員会実務第二作業部会」において取りまとめられた「『和解の進め方』」（平成17年6月）などを参考にして、各労働委員会において、労使紛争の解決スキルの一層の向上を図ることが望まれる。また、救済命令等を発出しようとする際のみならず、結審後間もない時期等に、審査委員、参与委員及び事務局の間で事実認定等についての意見交換をする機会を設けることの必要性も指摘された。

第6 その他

1 現 状

これまでにみたもののほか、アンケート、補充調査及びヒアリングにより把握された主要な事項についてみると、次のとおりである。

(1) 審査体制の整備等

ア 日程調整方法のルール化

日程調整方法のルール化（例：「第〇週の〇曜日」と定める、複数回の期日を定める等）を実施している都道府県労委は、約半数（24労委）である（なお、補充調査によれば、審問開始後の日程等について、審査計画以外で具体的な期日や日程の調整ルールを定めている都道府県労委は7労委であることから、審問開始後の日程については、多くの都道府県労委においては審査計画によって定められているものと推測される。）。

また、補充調査によれば、調査段階において日程の調整ルールを当事者との間で定めている都道府県労委は11労委である。

イ 研修等の実施

都道府県労委の公益委員及び職員に対する審査実務に関する研修としては、全労委

「労働委員会制度のあり方に関する検討委員会報告」（平成12年7月）等において、新任公益委員が早くその職務に習熟できるような措置や、事務局職員が命令書の起案を行うための基礎的な研修を、中労委の全国研修及び各都道府県労委によって段階的に行うことが必要とされたことを踏まえ、中労委において、平成16年度以降都道府県労委の公益委員に対する研修を実施するとともに、職員に対する「中央研修」及び「専門研修」の充実を図っているところであるが、大多数の都道府県労委（43労委）においても、それ以外に、何らかの職員の能力向上方策を講じている。その内容としては、「労働委員会の委員や職員による講義（25労委）」、「外部有識者による講義、講演（22労委）」などが多い。

(2) その他、運用上の課題等

「特になし」又は無記入等とする都道府県労委が大多数（40労委）である。

記述意見としては、「審査・進行手続や命令の信頼度を高めるよう審査の迅速化、的確化に向け更なる工夫努力をし、対外的に労働委員会の専門的判断と裁量権を尊重させる態勢・実績を積み重ねることが必要である。」などがある。

2 現状の分析及び課題

- (1) 審査のより一層の迅速化を図る上では、調査段階も含めた日程調整のルール化を図ることが重要である。また、当事者との間でルール化を図るべき内容としては、上記1の(1)のアでみた例のほか、当事者が複数代理人を選任している場合には、代理人のうちの1人（又は主任代理人）でも日程が確保できる場合には期日を入れることなども積極的に検討されるべきであろう。
- (2) 事務局体制の強化、とりわけ、事務局職員の能力向上は、改正労組法下における迅速かつ的確な審査を行う上で必要不可欠なものであり、それぞれの都道府県労委において、積極的な取組みが期待される。
- (3) なお、緊急命令や命令の履行勧告等の実効性確保方策等についての検討を求める意見もあった。

おわりに

平成10～11年度の「労働委員会制度のあり方に関する検討委員会」以降の一連の全労委運営委員会の小委員会においては、不当労働行為事件の審査業務における最大の課題である審査の迅速化の実現に向けた課題等が検討されてきた。

当委員会は、改正労組法が平成17年1月から施行されたことを受けて、その運用に関する問題等について、平成18年5月に第1回会合を開催して以来8回にわたり銳意検討を重ね、今般、アンケート調査等の結果と併せ、報告書として取りまとめるに至ったところである。

当委員会における検討を通じて、都道府県労委における努力、平成10年度以降の全労委における累次の運営委員会小委員会などの取組みと、改正労組法による審査計画制度の下での計画的な進行や命令書交付予定期の明確化などの迅速化・的確化への取組みが相まって、全体としての事件処理を迅速化し、特に、申立て後長期間係属している事件については大多数の都道府県労委でかなり減少し、結審後命令交付まで長期を要している事件も大幅に減少していることが明らかとなった。

とはいっても、審査期間の目標については、平成17年、18年を通じて目標を完全に達成した都道府県労委が半数近く存する一方で、それ以外の都道府県労委においては、各事件ごとの事情があったにせよ、同目標を完全には達成し得ていない。また、過半数の都道府県労委が目標を1年6か月程度としているが、司法制度における労働関係訴訟（民事）の平均審理期間は11.5月にまで短縮されている。これらのことにもみられるように、審査の迅速化

については更に努力が求められている。不当労働行為からの救済のための簡易迅速な手続としての不当労働行為審査制度の趣旨に照らし、利用者や国民の期待に応えるための取組みをさらに推進していく必要があると考えられる。

また、現状において、改正労組法はおおむね円滑に施行されているものとみることができると、新たに設けられた証拠調べ等のいくつかの制度については、法施行後約2年半にすぎない現時点においては、未だ運用の事例や、運用経験を有する労働委員会の数が少ないことから、なお今後、事例等の蓄積を待ってその課題等を見極める必要があると考えられる。

今後、各労働委員会において、本報告書を参考としつつ、審査の迅速化・的確化に向けた一層の取組みが進められることを期待したい。

最後に、アンケート調査やヒアリングの実施について、各都道府県労委に多大な御協力をいただいたことに改めて感謝申し上げる。

審査業務改善委員会 検討経過

会合	開催日	議題
第1回	平成18年 5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長の選出 ・ 今後の進め方について
第2回	6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の目標期間・審査計画について①
第3回	9月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の目標期間・審査計画について② ・ アンケート調査の項目、ヒアリングについて
第4回	11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠調べ、和解と参与委員の役割について ・ アンケート調査票、ヒアリングについて
	11月30日～ 平成19年 1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の実施 平成18年11月30日 調査票を各都道府県労委に送付 平成19年1月31日 回答の提出期限
第5回	2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県労委からのヒアリング
第6回	2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査結果の概要について
	3月6日～ 3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の補充調査の実施 3月6日 調査票を各都道府県労委事務局に送付 3月23日 回答の提出期限
第7回	4月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の補充調査結果について ・ 改正労組法を踏まえた審査業務の運用について
第8回	5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告の取りまとめについて

9 中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
中央労働委員会	105-0011	港区芝公園1-5-32	03-5403-2111
北海道労働委員会	060-8588	札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5662
青森県労働委員会	030-0801	青森市新町2-4-30	017-734-9835
岩手県労働委員会	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-6271
宮城県労働委員会	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3782
秋田県労働委員会	010-0951	秋田市山王4-1-2	018-860-3283
山形県労働委員会	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2792
福島県労働委員会	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7595
茨城県労働委員会	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-5563
栃木県労働委員会	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3334
群馬県労働委員会	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2787
埼玉県労働委員会	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-6455
千葉県労働委員会	260-0001	千葉市中央区都町1-1-20	043-231-2131
東京都労働委員会	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5320-6981
神奈川県労働委員会	231-8588	横浜市中区日本大通7	045-210-8524
新潟県労働委員会	950-8570	新潟市新光町4-1	025-280-5543
山梨県労働委員会	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1826
長野県労働委員会	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7468
静岡県労働委員会	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2282
富山县労働委員会	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-2172
石川県労働委員会	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1881
福井県労働委員会	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0597
岐阜県労働委員会	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-274-5532
愛知県労働委員会	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6832
三重県労働委員会	514-0004	津市栄町1-954	059-224-3033
滋賀県労働委員会	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-4473
京都府労働委員会	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2	075-414-5732
大阪府労働委員会	540-0031	大阪市中央区北浜東3-14	06-6941-7191
兵庫県労働委員会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3815
奈良県労働委員会	630-8131	奈良市大森町57-12	0742-23-3530
和歌山県労働委員会	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3781
鳥取県労働委員会	680-8570	鳥取市東町1-271	0857-26-7558
島根県労働委員会	690-8501	松江市殿町8	0852-22-5447
岡山県労働委員会	700-8570	岡山市内山下2-4-6	086-226-7563
広島県労働委員会	730-8511	広島市中区基町9-42	082-513-5162
山口県労働委員会	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-4440
徳島県労働委員会	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-3231
香川県労働委員会	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3721
愛媛県労働委員会	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2990
高知県労働委員会	780-0850	高知市丸ノ内2-4-1	088-821-4645
福岡県労働委員会	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3379
佐賀県労働委員会	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7242
長崎県労働委員会	850-0031	長崎市桜町4-1	095-822-2398
熊本県労働委員会	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	096-333-2752
大分県労働委員会	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-536-3650
宮崎県労働委員会	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7262
鹿児島県労働委員会	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3943
沖縄県労働委員会	900-8570	那霸市泉崎1-2-2	098-866-2551